

7.モデル(江川地区)の保全・管理・整備改良構想

7-1 江川地区の計画課題と基本的方向

(1)主な計画課題

調査対象となった江川地区では、周辺における急速な都市化、宅地化の拡大、さらには「江川土地区画整理事業」の事業化を想定した計画策定と用地取得、そして事業の中止、さらには農業担い手の高齢化や後継者難などに環境変化の影響を受け、特徴ある谷津田環境において耕作放棄地や遊休地が拡大し、地域農業・農地は大きく変貌し、厳しい状況に至っている。

一方、地区内には「オオタカ・サシバ」に代表される貴重な生物類の生息が確認されており、そうした生物類の生息環境の保全のため積極的対応が迫られている。

こうした状況を踏まえ、都市近郊農村地域において豊かな自然環境が維持されている空間のひとつである「谷津田」について、環境に配慮した地域環境保全管理の推進並びに谷津田の特性を活かした持続的な都市近郊農業の振興を進めるうえで、先行的な条件を備えている江川地区において、今後計画的な取り組むべき課題を関連する分野ごとに次のように整理することができる。

	江川地区の概況	主な計画課題
1. 谷津田や耕作放棄地等の環境分野	①千葉県は地勢条件から、全国有数の谷津田の分布が多い地域のひとつである。 ②さらに、地理的要因から大都市圏の一角を占めるため都市化、宅地開発圧が潜在的に強いと共に、農業面でも農業担い手の高齢化や後継者不足、営農環境の悪化等が起因して農地の耕作放棄地化が増大し、耕作放棄地をもつ農家率も上位にランクされている。 ③こうした要因は営農条件面で制約の多い「谷津田」において顕著となり、谷津田の耕作放棄地化が拡大している。こうした状況は県内でも東葛飾地域、なかでも野田市において顕著となりつつある。 ④オオタカやサシバ等に代表される貴重動植物の存在が確認されている。	①千葉県では、谷津田の保全対策並びに耕作放棄地の解消は、全国的にみても優先度の高い取組が必要である。 ②県内でもそうした上記の課題が顕著となりつつある東京に隣接する東葛飾地域、なかでも野田市での取組が先行的取組事例として位置づけられる。 ③オオタカやサシバ等に代表される貴重動植物について、生物多様性の確保と貴重動植物の生息環境の保全を優先的、計画的に確保・創出する取組が求められている。

2. 農業活動分野	①江川耕地などの谷津田は遊休化・耕作放棄地化が拡大し、水田耕作農家はごく一部に止まる状況 ②江川耕地については谷津田特有の湿田地帯であるため、排水不良等耕作条件は悪化 ③地区内では宅地化、非農家の増加にともない、農家率は 7%程度に低下し、非農家主体の地域構造	①江川耕地を含めた江川地区一帯での谷津田の耕作放棄地や遊休農地の抑制と保全対策の導入が必要である。 ②非農家との連携による非農家労働力を活用した新たな農業振興を進める。
3. ふれあい体験交流分野	①江川地区一帯では、直売や農業体験などの取組は現状ではほとんどなく、しかも市内での取組も一部に限られるなど、全般的に隣接地域にくらべ取組は遅れている状況である。	①産直事業の拡大や体験農園等農業体験環境整備の推進 ②産直等交流型農業振興の取組への自給的農家等を含めた農家の協力による地域ぐるみの運営体制づくりが重要である。

＜江川地区の主要地点の景観と計画課題（その 1）＞

●耕作放棄地が広がる江川耕地北部の瀬戸の谷津田：谷津田の回復再生が課題	●山すそまで続く耕作放棄地（江川右岸中流部）：オオタカ等生息に配慮した農地利用が課題
	

●管理が十分でない用排水路（江川右岸）：ゴミ不法投棄の防止や環境に配慮した水路環境整備が課題	●住宅地付近まで広がる耕作放棄地（江川上流部）：住宅地と農地境界部の修景と農地利用が課題
	

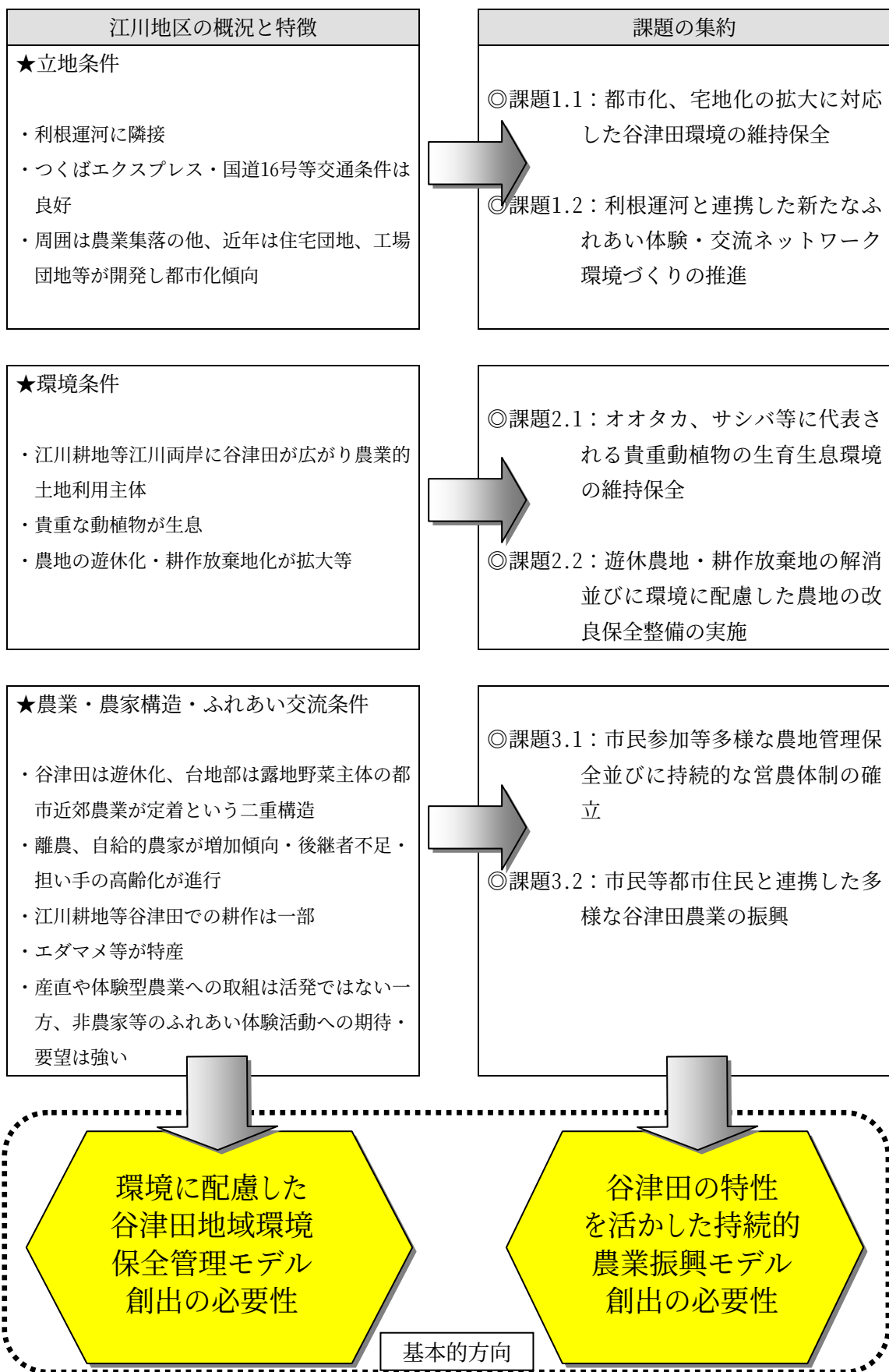
＜江川地区の主要地点の景観と計画課題（その2）＞

●江川耕地全景の眺望（利根運河付近より江川耕地を望む）：環境に配慮した農地の維持保全と谷津田景観の維持保全、眺望地点の環境整備が課題	●豊かな斜面林（江川左岸下流部付近）：斜面林の維持保全・管理体制の強化が課題
	
●江川地区のシンボルである「江川」（下流部・東側を望む）：水質改善と河岸の親水性確保、散策機能の整備、さらに鉄塔景観の修景が課題	●野田市清掃工場一帯（江川左岸上流部）：ゲートボール場などと景観的連続性の確保とゲートボール場の有効活用が課題
	

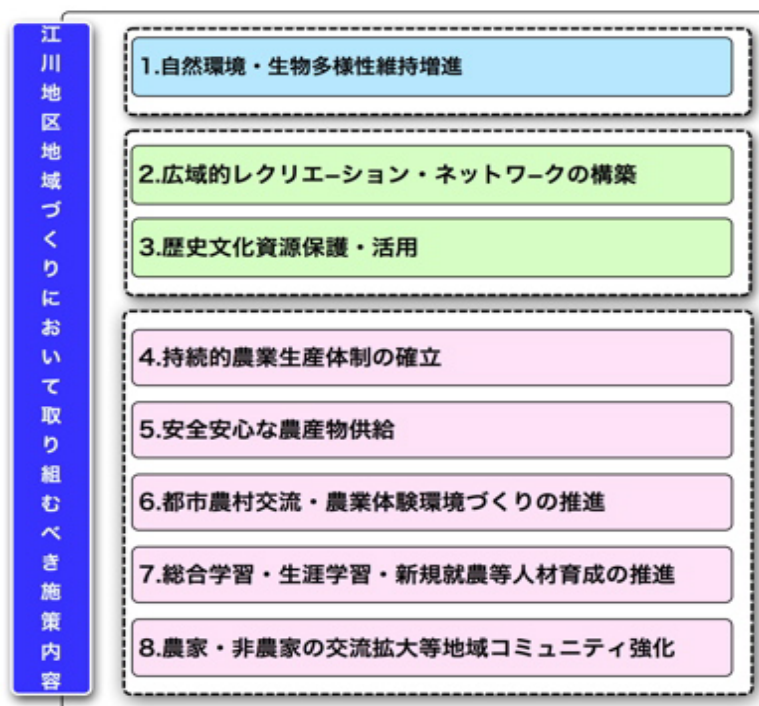
●江川耕地の歴史的景観（江川左岸下流部付近）：江川耕地土地改良の史跡のひとつである水路施設の保全と修景、水質改善が課題	●新江川排水機場付近：施設・設備の老朽化の解消と施設修景が課題
	
●江川耕地の東端付近の農道：江川耕地は遊休化した水田景観が占有し、住民・利用者の散策や自然とのふれあいを高める散策・休憩機能の整備が課題	●利根運河：利根運河の親水性の向上と多面的利用の推進、さらに江川耕地と連携した広域的レクリエーション利用が課題
	

(2)基本的方向

前記における江川地区の課題を集約しつつ、谷津田地域の環境保全と生物多様性の増進、環境に配慮した持続的都市近郊農業の振興、さらには「利根運河」という優れた環境文化レクリエーション資源と連携を図った江川地区の新たな魅力づくりなど、江川地区において施策の体系化と具体化により目指すべき方向について検討すると、次の2つの方向に集約することができる。



さらに江川地区において、今後の地域づくりの一環で取組を進めることにより実現すべき基本的方向について、より具体的な施策として展開するため、求められる施策内容(機能)を検討すると次の8点をあげることができる。



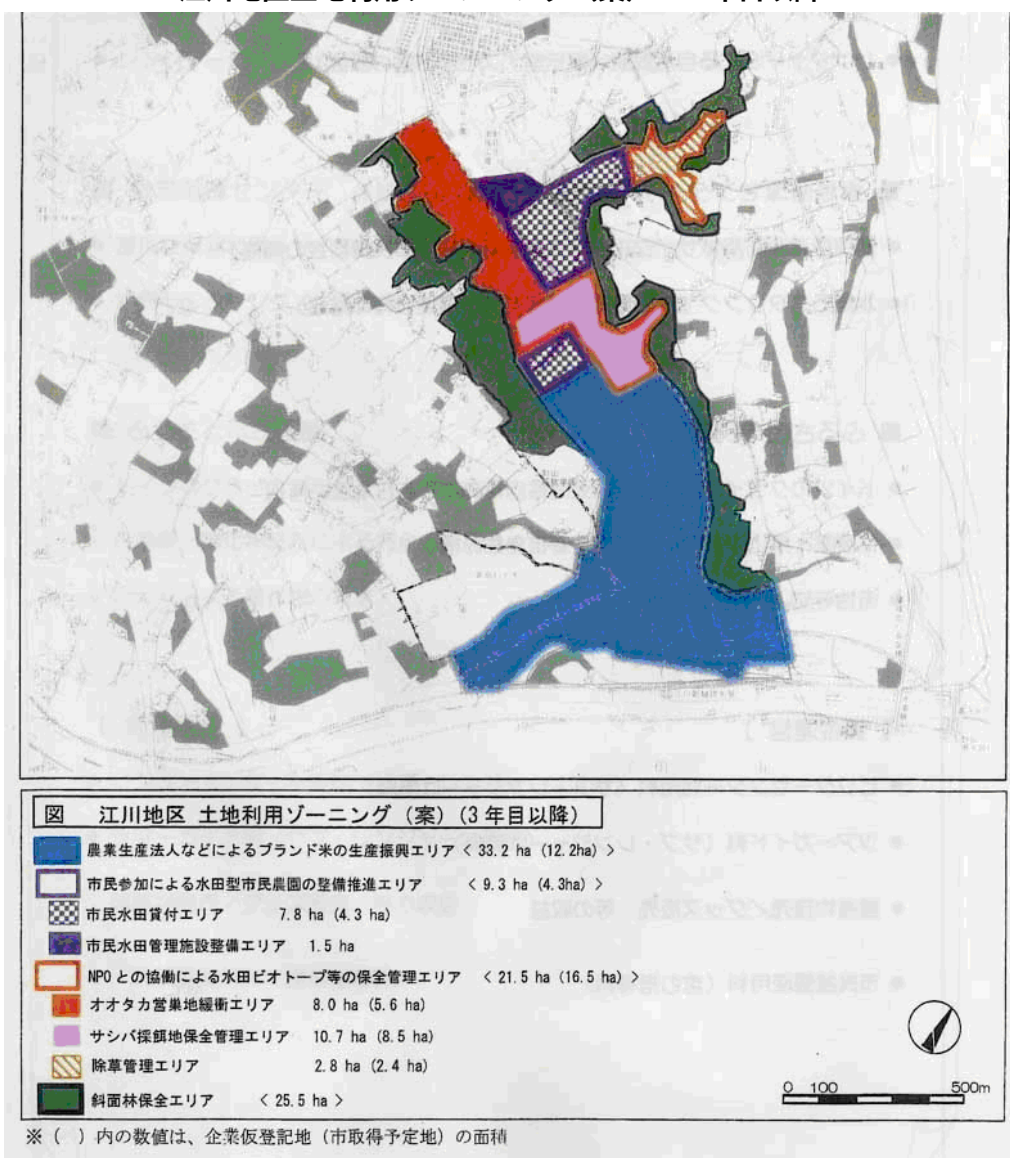
7-2 前提となる諸計画と本調査展開に向けた基本的視点

(1) 「自然環境保護対策基本計画－自然と共生する地域づくり－（修正版）」の展開

野田市では、江川地区内で計画していた土地区画整理事業の具体化の一貫で、平成16年3月には「自然環境保護対策基本計画書」を策定している。その後、江川地区を取り巻く諸情勢、とりわけ地区内で計画されていた土地区画整理事業が中止された経緯をふまえ、平成18年3月には「自然環境保護対策基本計画書」の内容の修正した「自然環境保護対策基本計画－自然と共生する地域づくり－（修正版）」を策定した。

当該計画は本調査を検討するに当たり、前提となる与件を多く含んでいるため、当該計画内容を整理すると共に、本調査において展開するため、当該計画で示されている「基本方針、施策及び土地利用ゾーニング」について、それぞれ基本的視点について以下に検討する。

＜江川地区土地利用ゾーニング（案）－3年目以降＞



1)「基本方針」展開の基本的視点

「自然環境保護対策基本計画」で設定された基本方針	本調査での追加・充実する基本的視点
基本方針1：保全-貴重な動植物や優れた里山環境を保全する 1.1 貴重な動植物の生育・生息環境について種の特性に応じた保護 1.2 多様性に富む里山の保全方法と保全のための土地担保方策の模索 1.3 水域の水質向上や構造改善を図り自然のもつ多面的機能の発揮 1.4 利根運河につながるエコロジカル・ネットワークの維持回復	①「基本方針1」を踏まえ、江川地区内の農地・斜面林区域の環境保全と回復を図る方向で検討 ②江川地区内の里地里山の生物多様性の維持と増進のための的確な保全方策と管理・活用方策の検討 ③生物多様性のため、江川地区の特性を生かした環境保全型の農の営みの新たな創造 ④自然度と人為的関わりの度合いを考慮した、地区内の谷津田全体の土地利用ゾーニングの提案 ⑤里山の生物多様性だけでなく、江川等の水質改善により、沼地・湿地における生物多様性の増進を図る ⑥江川地区と利根運河・利根川・江戸川との水と緑のネットワークの構築を図るため、広域的なふれあい体験学習活動軸の検討 ⑦生物多様性、農業生物、農的営みの関係性についての情報発信の機会の創出
基本方針2：管理「持続可能な自然共生型地域づくりを進める」 2.1 土地区画整理事業の中止に伴い野田市が農地を取得し復田化 2.2 農的な環境（二次的自然）の維持・管理を市民参加で実施 2.3 持続可能な社会・まちづくりのモデル地区としての施策展開	①「基本方針2」を踏まえ、旧土地区画整理事業計画区域を含め、遊休化・耕作放棄地化している農地について、生物多様性の増進と農地利用増進の観点から復田化及び水田ビオトープ、野焼き等の江川方式での「生物多様性型」農地管理・活用方策の検討 ②江川地区及び周辺集落において、農的空間・景観の保全と回復、カントリーウォーク等の農村交流環境づくりを図るため、周辺の集落住民を巻き込んだ地域づくり方策の検討

	③非農家等都市住民との積極的な連携体制づくりの確立 ④谷津田を抱える野田市を含めた関東管内において、谷津田環境・景観の保全回復、整備活用の先駆的な取組地区として展開の推進
基本方針３：活用「自然や文化環境を理解し継承する場とする」 3.1 自然とのふれあいの場を設け自然を活かした環境学習の拠点 3.2 自然と共生が図られた文化の継承・伝統産業の担い手の育成 3.3 人と人、人と地域、人と自然が交流する施設の設置	①江川地区の自然・農業・農村環境資源を活かした総合的な環境学習、ふれあい体験、人材育成の環境づくりを目指す ②立地条件を活かし、生物多様性に寄与する方法での産直等都市近郊農業振興の新たな取組方策を検討し展開

2) 施策展開の基本的視点

当該計画で明示している諸施策	本調査での追加・充実する基本的視点
基本方針1：保全-貴重な動植物や優れた里山環境を保全する 1.1 ニツ塚の湿地：多様性に富む里山の保全 1.2 ニツ塚の森：貴重動植物の生育生息環境の保全／台地上の広域平地林と水源地の保全 1.3 三ヶ尾の斜面林：貴重動植物の生育生息環境の保全／谷津田景観と水源地の保全 1.4 瀬戸の谷津・斜面林：多様性に富む里山の保全 1.5 江川排水路：水質向上・構造改善／多自然型河川改修 1.6 利根運河：水と緑のネットワーク 1.7 利根運河高規格堤防：貴重動植物の生育生息環境との調和	①ニツ塚の湿地・森、三ヶ尾の斜面林、瀬戸の谷津・斜面林など、地区内の生物多様性の確保を目指した斜面林や農地の維持保全をの受け皿環境としての保全区域及びビオトープ水田、遊水池等の適性管理区域の設定とその維持方策の検討 ②江川地区の土地利用において、谷津田環境特性を生かし、等高線に沿って最低地部での湿地、水田、中低地部での畑地、斜面林、丘陵台地での農地、農家居住地など段階的な土地利用ゾーニングの検討 ③瀬戸や三ヶ尾集落の谷津田の保全・回復・再生・利用を目指した具体的な整備・活用方策の検討 ④江川地区と利根運河・利根川・江戸川をつなぐ広域的水と緑・交流レクリエーションのネットワークづくりの構築 ⑤生物多様性及び農的営みと共存した的確な人間移動空間（農道・遊歩道）のネットワークと生物コリドーネットワークの構築
基本方針2：管理「持続可能な自然共生型地域づくりを進める」 2.1 ニツ塚の湿地：市民参加による管理 2.2 江川地区の農的環境：市民参加による管理 2.3 将来の都市的土地利用：自然調和型の計画づくり／持続可能な地域モデル／自然景観に馴染んだ施設／在来種による緑化・植栽 2.4 利根運河高規格堤防：水と緑の景観に馴染んだ堤防／運河と江川地区をつなぐ緩衝帯	①持続的な農業振興の観点から、生産法人等組織的な農地利用管理体制づくりの推進と共に、市民等の積極的な参加を求め、農地の維持保全管理について、生産者と市民との協働による統合的な体制づくりの検討 ②江川地区の土地利用ゾーニングに即して、持続的・保全型農業振興を推進する観点から、自然環境に調和した計画づくり・景観配慮型環境整備等地域の自然と歴史文化・生態系に根ざした施策の導入の検討 ③市民参加による地域づくり計画の策定と、江川地区住民と市民との連携方策の検討

基本方針3：活用「自然や文化環境を理解し継承する場とする」	
3.1 農地・湿地：自然とのふれあい・環境学習拠点／伝統文化の継承／市民農園・学習水田	①自然とのふれあい体験、農業体験、環境教育の場、農業研修の場等として積極的に活用方策の検討
3.2 将来の土地利用：自然・文化を通じた世代を超えた交流／新しさの中にふるさとを感じさせるまち	②谷津田での生物多様性の維持・再生のための農林地の維持・管理・活用の手法、仕事についての学習体験-「谷津田のがっこう」づくりの検討
3.3 エリア全域：人、人と地域、人と自然が交流する施設の設置	③谷津田での農業生物等のモニタリングの実施とモニターの育成。農家自身が生物多様性に詳しいアグリネチャーの育成 ④「自然や文化環境を理解し継承する」だけでなく、市街地近郊での谷津田の自然と農的営みの共生した環境、文化を新に創造するチャレンジの場づくりの検討

3)土地利用ゾーニング展開の基本的視点

自然環境保護対策基本計画における土地利用ゾーニング	本調査での追加・充実する基本的視点
ゾーニング 保護ゾーン／森林保全ゾーン／水田保全ゾーン／水田利用ゾーン	①左記の土地利用ゾーニング区分を踏まえつつ、多様性があり、多様な際空間があり、複雑性に富む江川地区内の土地利用区分の深化を湿地ゾーン、ビオトープ水田ゾーン等を加えて検討 ②生物多様性に寄与する持続的農業振興の視点を導入した土地利用区分へと展開 ③ゾーン計画に合わせて、農道、水路、散策路、生物コリドー等の線計画、休憩場所、観察小屋、交流施設等の点的計画など、面、線、点の連続的計画内容の整合性の確保
自然共生型施設管理運営方法 2.1 生物多様性センター／資源循環センター／ふるさと市民農園 2.2 資金運営手法：利用料、ツアーガイド料、農産物販売等収益、市民農園使用料等	①先の土地利用ゾーニング、動線計画に即した点的計画として施設計画を的確に位置づける。 ②地区内の谷津田周囲の農村地域における地域づくりへと発展し連携可能な施設計画の検討 ③江川地区の自然・農業農村資源を活かし、市民等の自然とのふれあい、農業体験、環境学習機会の創出を図る観点を深めると共に、「自然共生型施設」についての整備、運営の施策展開を図る

[illegible]

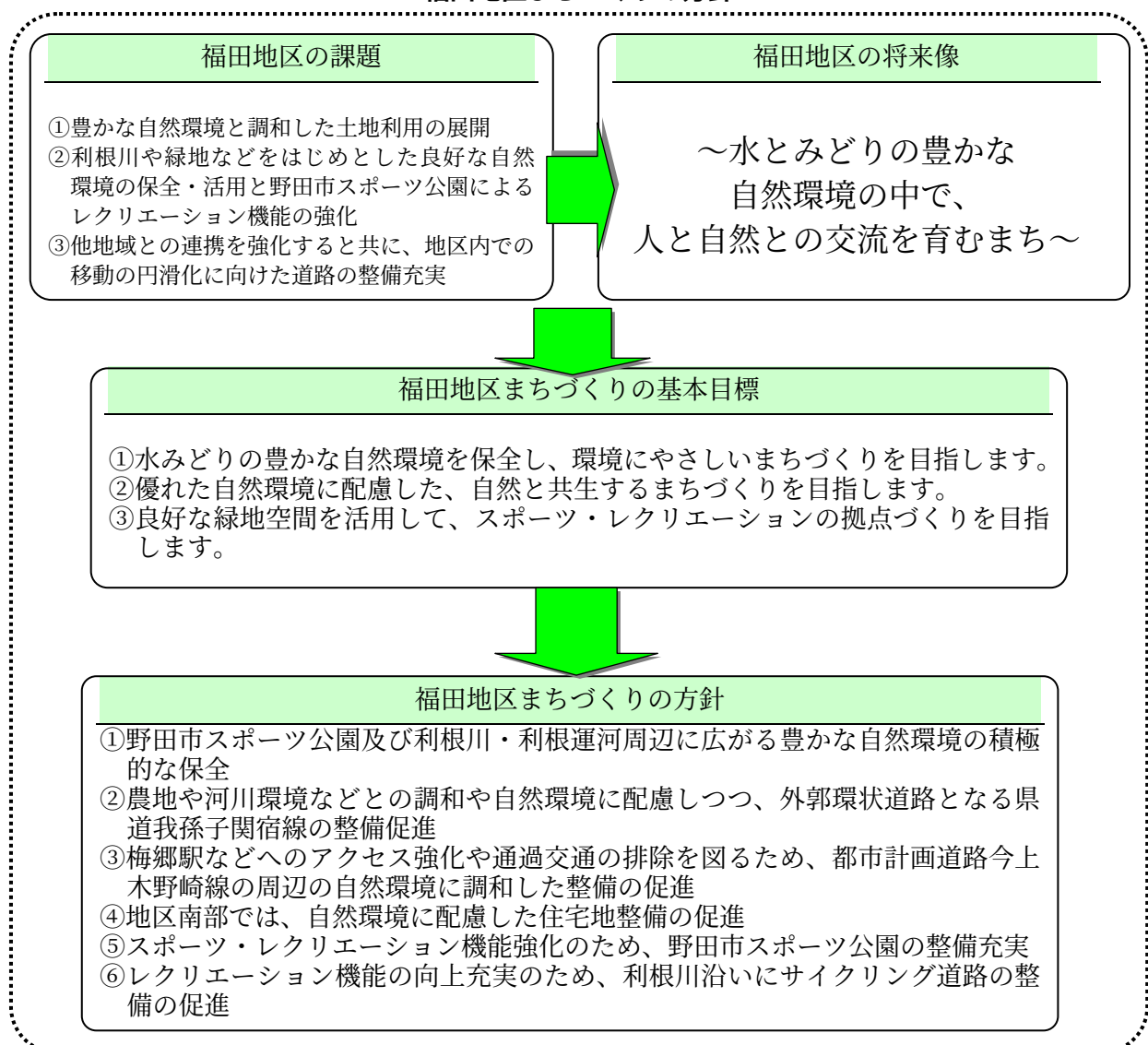
(2)「野田市都市計画マスタープラン」－江川地区一帯のまちづくりの方向

江川地区整備構想を検討するうえで、周辺地域を含めた広域的なまちづくりの方向と有機的な連携を図り、より効果的な取組を推進することが求められる。

ここでは、野田市が市内全体のまちづくりの方針を策定した「野田市都市計画マスタープラン（平成14年9月）」から、江川地区が地区の一部を構成する「福田地区（旧福田村）」のまちづくりの方針を整理し江川地区の位置づけや役割を明らかにする。

- ①福田地区の課題には、豊かな自然環境と調和した土地利用の展開などがあげられ、「福田地区まちづくりの目標」には、そうした豊かな環境を活かした「水とみどりの豊かな自然環境の中で、人と自然との交流を育むまち」として設定されている。
- ②将来像を実現するための「まちづくりの方針」には、自然環境に配慮した道路等の都市基盤施設の整備、スポーツレクリエーション施設の充実、利根川沿岸のサイクリングロード等のレクリエーション施設の整備等が示されている。

<福田地区まちづくりの方針>



<本調査において展開すべき基本的視点>

- ①福田地区の将来像である「水とみどりの豊かな自然環境の中で、人と自然との交流を育むまち」の一角を占める江川地区において、「水とみどり豊かな自然環境」においては、生物多様性増進を図るための谷津田の維持保全と環境に配慮した持続的都市近郊農業・農村地域としての形成、さらに「人と自然が育むまち」においては、市民等の自然や農業へのふれあい体験機会の拡大を推進することが必要である。
- ②さらに、住民参加による「利根運河」の保全に資する活動の展開を図ると共に、利根運河を活かした広域的なスポーツ・レクリエーション拠点として形成を目指すことが必要である。

<福田地区まちづくりの方針図>



(出典)「野田市都市計画マスタープラン」野田市、平成14年9月

7-3 地域意向の把握

江川耕地に関係する6集落には約2,000戸が住み、133戸の農家が経営をおこなっている。また、平成18年秋には、野田市と専門的農家が共同で農業生産法人「(株)野田自然共生ファーム」を設立し、江川耕地の一部を買収すると共に、江川耕地についての営農並びに農地保全管理、交流事業などを進める計画である。

こうした背景から、本調査においては、江川耕地の性格と公益性から関係団体の有識者から「江川地区農業の方向、農地保全並びに自然環境保全活動の方向など」の諸分野について聞き取り並びに意見交換を実施した。

以下は、調査結果の要点であり、そうした意向を踏まえた本構想展開への基本的視点は次のように整理することができる。

(注)参加関係団体：野田市農業委員会、江川土地改良区、(株)野田自然共生ファーム等

分野	意向調査の要点	本構想への展開 に向けた基本的視点
農業生産 活動分野	1.1 江川地区内の農地があまり荒廃すると、利根運河でのレクリエーション活動利用者を含めた地区のイメージダウン 1.2 江川耕地での稲作経営： 江川耕地では、現在の米価の推移や大型農業機械の導入条件を考慮すると、高生産性稲作経営は厳しく、経営に当たっては総合的な観点からの取組が必要 1.3 畑地での活動方向： 江川地区の農業生産活動の柱となっている台地の畑地部分については、農業生産活動に支障のない形で自然環境保全策が望ましい 1.4(株)野田自然共生ファームの経営： (株)野田自然共生ファームの経営については、野田市の支援を受けつつ、今後5年間ぐらいの準備期間を経て経営的に自立を目指す 1.5 市民農園利用： 野田市内において、今後市民農園利用需要の拡大が見込まれるが、江川耕地は元々低湿地であり、畑地型の市民農園利用面では条件的厳しく、そうした条件を踏まえた整備手法や利用推進が必要 1.6 野田市の「エダマメ」は国内有数の生産量を誇り	①江川地区内での耕作放棄地の解消対策の推進 ②立地条件や農地条件を踏まえた産直農業、体験型農業、特産的作目の導入など、環境に配慮した都市近郊農業の振興 ③環境と調和した畑作の振興 ④江川地区における組織的営農並びに経営体として(株)野田自然共生ファームの自立的複合経営の推進 ⑤稲作体験型市民農園など複合型市民農園の推進

	ブランド化しているが、江川耕地で生産する米もそうした方向で生産振興を期待 1.7 江川耕地の取組についての他地区への展開： 低湿田という生産活動面では厳しい農業生産環境を解決し、農業活動が軌道にのれば、市内の他の谷津田地域での先駆的事例となる可能性	⑥江川地区における環境に配慮した谷津田農業モデルの構築と展開の可能性の検討
--	--	--

分野	意向調査の要点	本構想への展開に向けた基本的視点
農地保全 利用分野	2.1 江川耕地は低平地であるため、計画時間降雨量を超える降雨量によって冠水する事例があるので農地の湛水対策が必要 2.2 江川や里山山すその水路では土砂堆積により河床があがり、保水・貯水力の低下が懸念され、浚渫対策などが必要 2.3 農業用水については、地区内の数カ所の井戸に依存する割合も高いが、将来的に地下水への依存度軽減のため、水路をため池やビオトープとして活用できるような工夫により、灌漑期における用水として利用などが必要 2.4 江川耕地における用排水管理面では、(株)野田自然共生ファームと土地改良区が緊密に連携して実施 2.5 農家の意識の中には、法的規制によって自由な開発や土地利用転換が抑制されることへの不安が潜在的にある	①新江川排水機場の機能強化及び水田保水力の増進を目指した水田利用の推進 ②環境に配慮した用排水路の整備及びビオトープ的機能の強化 ③江川耕地内の水田についてのビオトープや冬季湛水など手法の導入 ④地元農家の活力を活かした都市農村交流事業の推進
環境保全 分野	3.1 地区内にはオオタカ等の貴重な生物類が生息しているため、自然と共生する農業振興並びに地域づくりは総論的には肯定的 3.2 市民に喜ばれる地域として、里山や江川耕地の利活用に期待 3.3 自然保護： 斜面林の保全については野田市において条例化が図られたが、江川耕地については自然保護の面だけでなく、農業振興と両立するような施策の実施が望まれる 3.4 江川地区において、将来とも自然が残され、本当	①貴重生物類の生息環境の維持保全並びに環境に配慮した農業振興・地域づくりの推進 ②斜面林や江川など自然環境の維持保全と市民のふれあい体験ニーズの連携強化 ③江川地区における取組

	にみんなが楽しめる憩いの場となればこんな良いことはないという基本的方向 3.5 江川地区における取組については、市民に十分理解が得られるように配慮が必要	への市民へのPR・情報提供の強化による理解の定着 ④市民の利用期待に即した構想の具体化と事業への参加の促進
--	--	---



7-4 基本方針

計画課題の解決並びに地域の意向を踏まえた取組の推進、さらに野田市において策定した「自然環境保護対策基本計画（修正版、平成18年3月）」等関連諸計画の内容をより発展的に江川地区全体の方針として位置づけ、「環境に配慮した谷津田地域環境保全管理モデルの確立」と「谷津田の特性を活かした持続的農業振興モデルの確立」という基本的枠組みの設定と具体化のため必要と考えられる次の8分野について基本方針を設定する。

- ・基本方針1：土地利用分野
- ・基本方針2：生物多様性分野
- ・基本方針3：持続的農業分野
- ・基本方針4：住民参加分野
- ・基本方針5：広域ネットワーク分野
- ・基本方針6：管理運営体制分野
- ・基本方針7：環境施設整備分野
- ・基本方針8：生産基盤環境機能強化分野

基本方針	
基本方針１： 土地利用分野	(１) 自然環境と経済社会的活動との関係を踏まえ、谷津田地域を含めた江川地区全体の土地利用構想の策定をおこなう。 (２) 生物多様性に寄与する持続的農業振興の視点に基づく土地利用区分の設定を図る。 (３) 江川地区の土地利用において、谷津田環境特性の保全・保護を計画的に推進するため、等高線に沿って最低地部での湿地・水田、中低地部での畑地・斜面林、丘陵台地での農地・農家居住地など段階的な土地利用区分の設定をおこなう。 (４) 遊休化・耕作放棄地化している農地の回復・再生を目指した、例えばビオトープ水田等豊かな谷津田の保全に資する土地利用形成を図る。
基本方針２： 生物多様性分野	(１) ニツ塚集落の湿地・森、三ヶ尾集落の斜面林、瀬戸集落の谷津・斜面林など、生物多様性の増進を目指した斜面林や屋敷林、農地の維持保全を積極的に推進すべき保全区域の設定と水田等農地環境の回復・再生の計画的な実現を図る。 (２) 人間移動空間（例えば、農道・遊歩道、観察路、農道等）のネットワークと生物コリドーネットワークについて、生物多様性及び農的営みと共存した構築を図る。 (３) 生物多様性の増進並びに農地環境の回復・再生など、環境に配慮した農地の改良整備手法の導入を積極的にすすめる。
基本方針３： 持続的農業分野	(１) 生物多様性増進を目指し環境に配慮した持続的農業生産体系の確立をすすめる。 (２) 立地条件を活かし、都市近郊農業振興（例えば、産直農業や有機農業等）をすすめる。 (３) 後継者難や担い手の高齢化に対処するため、安定した農業生産組織体制の確立と、市民等の非農家と連携した農地保全管理体制づくりの強化を図る。

基本方針	
基本方針４： 住民参加分野	(１) 市民や子ども等の自然とのふれあい体験、農業体験への要望に対処するため、水田機能を活かした体験型水田や市民農園の整備をすすめる。 (２) 非営利法人等市民の活力を活かし、貴重動植物の保全・保護活動、農地保全・景観形成活動のための体制づくりの確立と活動への公的支援を強化する。
基本方針５： 広域ネットワーク分野	(１) 江川地区と利根運河・利根川・江戸川をつなぐ広域的水と緑・交流体験レクリエーションネットワークづくりを積極的にすすめる。 (２) 関東管内において、江川地区の取組が谷津田環境・景観の保全回復、整備活用の先駆的モデルとしてＰＲ・情報発信を積極的にすすめる。
基本方針６： 管理運営体制分野	(１) 持続的な農業振興の観点から、農業生産法人機能を活かした持続的・組織的な農地利用管理体制づくりの確立を図ると共に、市民等の積極的な参加を求め、生産者と市民との協働による統合的な農地保全管理体制づくりを検討し定着を図る。 (２) 谷津田での生物多様性増進の一環で、農林地の維持・管理・活用の手法の普及や学習体験機会の拡充を図るため「谷津田のがっこう」など、野田市や特定非営利法人、農業生産法人等関係団体の協力と連携により、教育研修のための人材育成づくり体制を整備する。 (３) 上記の研修機能を活用しつつ、谷津田のモニタリングの実施とモニターの育成をおこなうと共に、農家自身が生物多様性に詳しいアグリネーチャーを育成する。
基本方針７： 環境施設整備分野	(１) 土地利用構想に合わせて、農道、水路、散策路、生物コリドー等の線的环境施設、さらに休憩施設、観察小屋、交流施設等の点的环境施設など、面、線、点の連続的計画内容の整合性を確保し、有機的な計画づくりをすすめる。 (２) 谷津田景観の保全を図るため、施設設置等に際しては景観に十分配慮した計画の策定と具体化を図る。
基本方針８： 生産基盤環境機能強化分野	(１) 江川地区の持続的農業振興の推進並びに安定した営農基盤の維持確保を図る一貫で、「新江川排水機場」など地区内の老朽化した土地改良施設の適正更新をすすめる必要がある。 (２) それら施設環境の改善整備に際しては、住民並びに環境団体等の意見把握をおこない、江川地区の田園景観並びに環境に十分配慮した取組をおこなうことが望ましい。

7-5 土地利用構想

(1)基本方針

谷津田という優れた自然環境がある反面、営農など経済産業活動においては利活用上厳しさを増しており、土地利用面では耕作放棄地や遊休地の拡大という状況に端的に表れている。

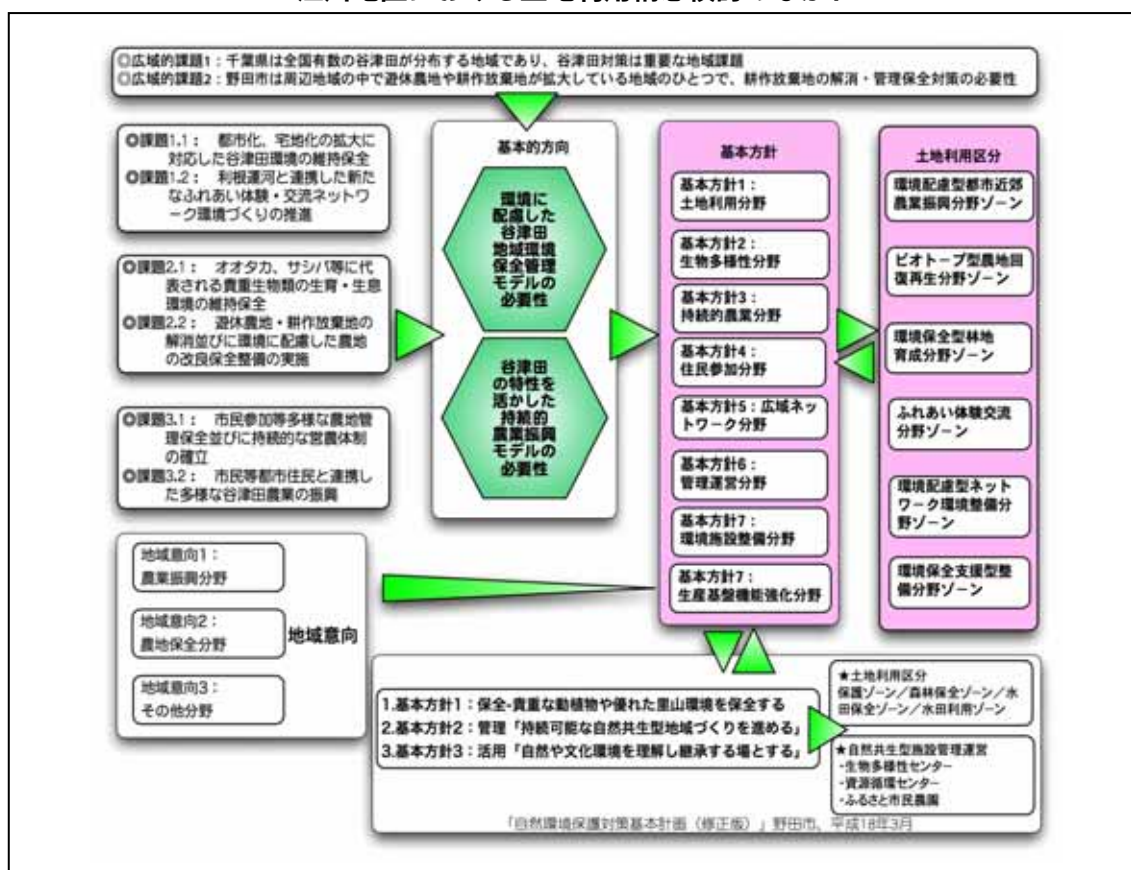
しかし、江川地区において谷津田は潜在的に優れた環境資源であり、こうした環境資源を保全・再生回復させると共に、都市住民の活力を活かすことにより、より魅力的な新たな地域づくりの方向並びに農業振興の可能性が顕在化することが期待される。

こうした背景から、「生物多様性に富んだ谷津田地域環境を保全しつつ、都市近郊という立地条件を活かし、消費者ニーズに即した持続的農業振興を進める」という多角的な視点」をより明確にすることによって、関東管内など谷津田地域を抱える農業・農村地域において、新たな展望が開かれることが期待される。

したがって、谷津田を抱えたモデル地域となった千葉県野田市南部の「江川地区」において、二つの方向、すなわち、「環境に配慮した谷津田地域環境保全管理モデルの確立」と「谷津田の特性を活かした持続的農業振興モデルの確立」の両輪が相乗的に作用することにより、より魅力的な農業・農村地域として展開することが望まれる。

以下、江川地区における土地利用の方針とゾーニングについて明らかにする。

＜江川地区における土地利用構想検討のながれ＞



(2)土地利用ゾーニング

江川地区において「環境に配慮した谷津田地域環境保全管理モデル並びに谷津田の特性を活かした持続的農業振興モデル」という二つのモデルを確立するため、現状分析及び計画課題の検討、さらに関連する諸計画及び地域の意向などを踏まえ、今後の施策展開の基本となる土地利用の枠組みについて、利根運河の多目的利用と連携しつつ、6つの土地利用種別分野と13の区域設定によって形成し、野田市において、地元農家のみならず、市民、広くは周辺地域住民にとって、貴重な自然環境・ふれあい体験環境として定着すると共に農業資源として持続的な生産活動を維持発展させる考えである。

なお、直接関連する次の諸計画に基づき、本構想の検討を進めた。

- ①「自然環境保護対策基本計画書（修正版）」野田市、平成18年3月
- ②「野田市都市計画マスタープランー福田地区まちづくり方針」野田市、平成14年9月
- ③「野田市農業振興地域整備計画」野田市
- ④「(株)野田自然共生ファーム農業生産法人事業計画書」野田市、平成18年8月

（資料）「土地利用構想図」参照

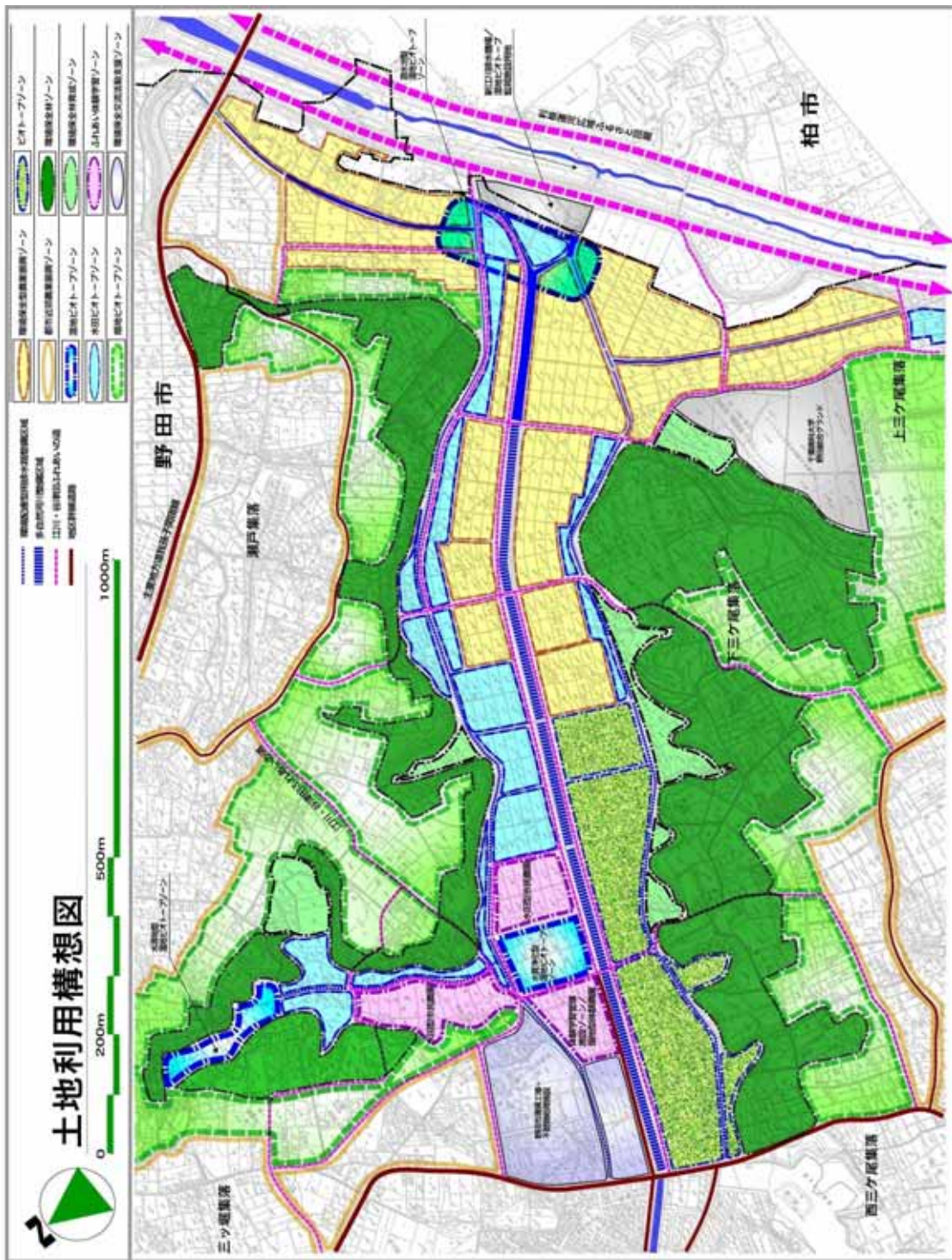
分野	区域名	区域の性格・取組内容
環境配慮型 都市近郊 農業振興 分野	環境保全型 農業振興ゾーン	・主として江川の下流部一帯のうち、江川兩岸の「農業生産法人（株）野田自然共生ファーム」の生産活動計画区域を対象に、農業生産基盤の補修・改良をすすめると共に、農地の保全管理事業、低農薬農業等環境に配慮した農業生産事業を振興する。
	都市近郊農業 振興ゾーン	・主として露地野菜類の生産をおこなっている江川地区の台地部の集落居住地を含む畑地区域を対象として、今後も専門的農家を核として、「エダマメ」などの特産的農産物類の振興、さらに消費地に近いという立地条件を活かしつつ新鮮で安全な野菜類の生産地として育成を図る。
ビオトープ 型農地回復 再生分野	湿地ビオトープ ゾーン	・「瀬戸集落の谷津田上流部、江川と瀬戸の谷津田が結合する区域、江川と新江川排水機場がつながる区域」の3箇所については、江川地区における一層の環境保全と生物多様性の増進を図る一貫で、(株)野田自然共生ファームの事業活動と連携しつつ、安定した湿地を造成し、瀬戸谷津田の水質の保全、江川の水質浄化、遊水池的な機能の確保をすすめる。

分野	区域名	区域の性格・取組内容
	水田ビオトープゾーン	・地区内の江川上中流部、瀬戸谷津田の下流部などに続く遊休地・耕作放棄地となっている水田区域を対象として、水田機能の回復・再生を目指し、冬季たん水等保全管理事業の適正化を図り、貴重動植物の生息環境の保全並びにオオタカ等の採餌地機能の安定的確保を図る。 ・保全管理活動の実施に当たっては、野田市、農地所有者、(株)野田自然共生ファーム及び特定非営利法人等市内の環境活動団体との間で保全管理活動についての調整・連携、さらには統合的な体制づくりをすすめる。
ビオトープ型農地回復再生分野	畑地ビオトープゾーン	・「水田ビオトープ」と対をなすゾーンであり、オオタカやサシバなど貴重動植物類が主として生息する江川兩岸の斜面林や、斜面林と水田との隙間などの区域と台地部に展開する「都市近郊農業振興ゾーン」との緩衝的役割を担う畑地帯を対象とする。 ・ここでは、オオタカ等の採餌地機能の確保を図ると共に、生物多様性の一層の増進を目指し、生産者の理解と協力をすすめ、低農薬栽培など環境に配慮した農法の普及をすすめる。
	ビオトープゾーン	・江川地区内の江川上流部右岸の農地ゾーンについては、オオタカ等営巣地の緩衝地帯並びに採餌地として生息地の安定的確保を図ると共に、農地の粗放的管理として取り組むゾーンとする。 ・農地の管理については、(株)野田自然共生ファーム等による組織的管理運営をおこなう。
環境保全型林地育成分野	環境保全林ゾーン	・江川地区の谷津田のシンボルとなっている「オオタカ・サシバ」の生息地であるほか、貴重動植物の生息地となっている主として江川兩岸の斜面林を対象に、林地所有者の理解と協力を得つつ、野田市において制定された斜面林保全条例の適正促進と関連事業を活用しつつ、斜面林の持続的な保護保全を図る区域として設定する。 ・「オオタカ・サシバ」等の保護監視活動においては、特定非営利法人と積極的な支援協力のもと実施する。

分野	区域名	区域の性格・取組内容
	環境保全林 育成ゾーン	・「環境保全林ゾーン」に隣接した谷津田や耕作放棄地一帯を対象に、環境保全林の連続的・一体的な拡大を図るため、林地所有者の理解と協力を得つつ、植樹などにより農地から林地への土地利用転換を推進する。 - こうした活動をすすめるため、林地所有者と特定非営利法人との連携を促進する。
ふれあい体験 交流分野	ふれあい体験 交流ゾーン	・江川左岸上流部の野田市清掃工場等に隣接した区域を対象に、江川地区内の農家と市民等との交流、自然とのふれあい体験学習、保全活動研修、さらには利根運河と連携した広域的レクリエーションネットワークの拠点的活動施設整備区域として設定する。 <計画施設> ・(株)野田自然共生ファーム等江川地区内の谷津田や体験農園等の交流施設・管理運営施設 ・谷津田博物館施設／自然観察監視施設 ・水田型体験農園／畑地型体験農園 ・農産物直売施設など
環境配慮型 ネットワーク環境整備 分野	多自然型 河川整備区域	・「江川」については、上流部における水質浄化活動と連携しつつ、多自然型工法導入により環境に配慮した河川ゾーンとして計画する。
環境配慮型 ネットワーク環境整備 分野	環境配慮型 用排水路 整備区域	・江川に沿って斜面林と水田が接する山すそには農業用水路が設置されているが、農地の遊休化・耕作放棄地の拡大にともない、水路機能の低下がすすんでいる。このため、貴重な動植物の生息への影響に配慮しつつ、環境に配慮した水路の補修・改修をすすめ、用水機能の回復を図ると共に、「水田ビオトープゾーン」と一体的なゾーン設定による生物多様性の増進をすすめる。
	江川・谷津田 ふれあいの道	・「利根運河」河岸の歴史文化・レクリエーション活動軸と連携しつつ、江川地区内の谷津田探勝、自然とのふれあい体験、農家との交流を図るため、既存の集落道や農道を活用した「谷津田ふれあいの道」ネットワークを構築する。 ・ネットワーク構築に当たり、貴重な動植物の生息への影響に最小限に配慮した取組が必要である。 ・統一的なデザインによる案内板、標識や休憩施設の設置を計画する。

分野	区域名	区域の性格・取組内容	
環境保全 支援型 整備分野	環境保全交流 活動支援 ゾーン	野 田 市 清 掃 工 場 等	・「ふれあい体験交流ゾーン」に隣接する「野田市清掃工場等」については、リサイクル体験学習機能の整備、地区住民のスポーツレクリエーション活動用地としての整備など環境学習・多目的活動利用を促進する。
		新 江 川 排水機場一帯	・新江川排水機場用地一帯においては、排水機能の適正更新と連携して、「江川耕地全景及び湿地ビオトープ」の観察施設の設置が見込まれる。

<江川地区土地利用構想図>



7-6 具体化に向けて

土地利用構想の実現に向けた具体的な取組については、市民等の十分な協力と理解を得つつ、地元農林家をはじめ、野田市や(株)野田自然共生ファームを中心としつつ、国や千葉県などの関係行政機関、さらには市民団体など、幅広い体制づくりの確立が求められる。

以下に「環境に配慮した谷津田地域環境保全管理モデル並びに谷津田の特性を活かした持続的農業振興モデル」という二つのモデルを確立するため、土地利用構想の中心となる農業振興ゾーン及びビオトープゾーン、ふれあい体験交流ゾーンなどにおいて、具体化に向けた留意点を示す。

(1) 農地の保全利用に向けての留意点

(注) 詳細は3章、4章及び6章参照

種別区分	取組上の主な留意点	対象となる主な区域				
		ゾ農業 振興	ゾビ オ ト ー プ	ゾ環 境 保 全 林 等	交ふ 流 あ い 体 験 ゾ ン	支交環 援流境 ゾ活保 ン動全
生 物 相 保 全 の た め の 農 地 等 に お け る ゾ ー ン と 空 間 調 節	①生物相保全のためのゾーニングと空間調節のため、「江川耕地南北に続く斜面林、瀬戸谷津田の奥部及び江川下流部一帯」は、隔離型調節（人工系と自然系を空間的に分離）ゾーンとし、不特定多数の利用は制限しつつ適切な植生管理を実施 ②上記3つの区域以外の全域では融合型調節（人工系と自然系との機能重複による融合）ゾーンとし、人工系機能（生産、利水・治水等）と自然系機能（生物の生息・生育、水循環等）の両方が担えるような工夫の実施	●	●	●	●	●
生 物 保 全 優 先 型 水 田	①動物類の生活空間の多様性並びに植生の多様性を確保するため、低茎～中茎～高茎、あるいは過湿～湿～適湿～乾燥、さらに表土攪乱強度の異なる草地など、多様な条件の草地の確保 ②理想的には、耕作水田～粗放管理調整水田～放棄水田のローテーションをおこなう区域の設定	●	●		●	
水 田 区 画	①農業振興ゾーンにおいて営農組織の収益性を高めるため、道水路の骨格を変更せず、小規模な切盛によって、ほ区均平もしくは広い均平区をとり、区画規模の拡大を図る ②水田区画ごとに、取水口付近の畦畔に接する一角に小規模でも深みのある生物待避スポットを設置 ③出来れば取水口から畦畔一辺分に溝を引き、非灌漑期において湿性環境を確保 ④区画の大型化は、畦畔本数の減少によって畦畔草地面積が減り、地上性小動物の生活空間にも影響するため、極端な大型区画は避ける	●	●		●	
用 排 水 路	①コンクリートU字溝化による線状障害物化による悪影響が懸念されるため、一定間隔で分節し、部分的に自然素材に置き換え、横断移動可能な構造を確保し影響を緩和 ②水路自体が生息・生育空間となっている生物に配慮するため、一定間隔ごとに一定量の土水路を整備	●	●		●	

(注) (●) 印は主として該当する区域を示す。

種別区分	取組上の主な留意点	対象となる主な区域				
		ゾ農業 振興	ゾビ オ ト ン	ゾ環境 保全 等	交ふ れあ い 体 験	支交環 援流境 ゾー 活保 ン動全
農道	①管理上舗装が必要な農道の場合でも、車輪の轍部分のみの舗装とし、浸透面や草地部分を確保 ②農道等に沿って草地帯や灌木・並木を設置し、野草類・昆虫類の生活の場、小動物の移動空間を確保 ③擁壁などの素材も石・木など自然素材を利用 ④農道に沿って、意図的に小構造（例えば、ハザ木置き場、堆肥場、祠、空石積み、小さな藪など）を点在させ、多穴質な環境を点的に連続させる	●	●		●	
植 物	①林床性植物（ラン類）、湿地性植物（ミズアオイ、タコノアシ等）の植物については、立地条件の維持と適正管理の実施。過剰利用にともなう踏圧の抑制、盗掘の実施	●	●	●	●	
オオタカ・サシバ	①オオタカ・サシバを含めた多様な農村生物相・農業生態系保持の観点から、互いに干渉しない空間区域区分の設定と農地利用が必要である ②繁殖シーズンにおける観察者による必要以上の刺激、営巣木への過度の接近は防止 ③餌資源の十分な確保と多様な生息が可能となる半自然的土地利用と営農の維持の推進	●	●	●	●	
カヤネズミ	①水田ビオトープ等を中心とした休耕地において、中茎～高茎のイネ科草地の適度並びに分散配置	●	●	●	●	
ニホンアカガエル・トウキョウダルマガエル	①繁殖水域の確保及び幼体・生体の生活空間の確保が基本 ②産卵後の卵の発生・幼生成長の時期に、水の涸れることのない浅い開放止水域を点在させる ③水田の一角に中干しの際にも幼生が逃げ込める溜まりや堀込みの確保 ④畦畔、非舗装の農道、休耕の草地、林縁の草地が主な生活空間であると共に、水域に逃避できる水際近接地の確保も重要であるため、水路や水田・水田ビオトープなどと組み合わせた生息空間の確保と配置	●	●		●	
魚 類 ・ 水 生 物 類	①水系ネットワークの構築や水質改善、水辺環境の多様性の確保 ②寄主（寄生する宿主）の存在に留意する	●	●		●	●
昆 虫 類	①食草や生息環境の確保、光コミュニケーションする種への暗闇の提供	●	●	●	●	●

参 考 事 例	コウノトリ育む農法	兵庫県豊岡市
特 徴		

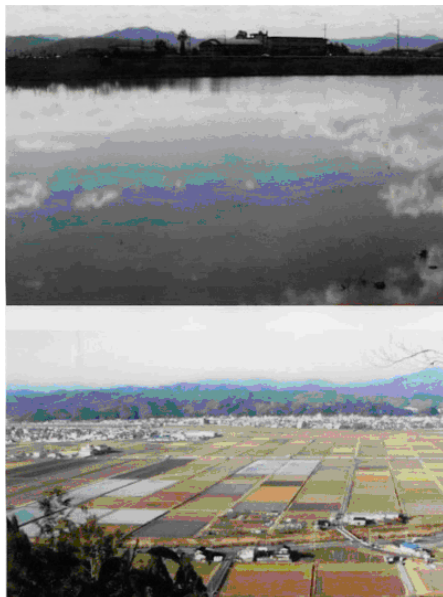
<事例内容>

1. 事業の背景

豊岡市には国内有数のコウノトリの生息地であったが、昭和 46 年には野生のコウノトリは国内では絶滅したが、豊岡市では昭和 40 年以降の人工飼育を進めた結果、年々増加し平成 1 年には人工飼育下のコウノトリは 100 羽を超えたため、平成 15 年には官民共同で野生復帰計画をたて、平成 17 年には放鳥を開始した。放鳥に合わせ、市内の水田地帯において、コウノトリの餌の増加と農法の改善と環境に配慮した農法と生産基盤整備に取り組む「コウノトリ育む農法」として定着しつつある。

2. 取組の概要

<冬期湛水の実施状況>



コウノトリの放鳥事業と合わせ、平成 14 年に「コウノトリ育む農法推進計画」を立ち上げ、以後、コウノトリの郷営農組合の設立、減農薬無化学肥料栽培試験開始、常時湛水田やビオトープの設置、生態系保全型水路の整備、減農薬タイプ及び無農薬タイプの栽培指針の作成と市域全域への普及、コウノトリ育む生産部会の設立などを推進している。

現在では 100ha を超える水田においてコウノトリ育む農法による営農をおこなっている。

<コウノトリ育む農法の要件>

	共通事項	努力事項
環境配慮	①化学農薬削減 ②農薬を使用する場合は普通物魚毒性A類 ③化学肥料削減 栽培期間中は不使用 ④温湯消毒 ⑤畦畔管理	①魚道、生き物の逃げ場の設置 ②抑草技術の導入（米ぬか、その他） ③生き物調査

(注)「冬期湛水」成功のポイント

- ・漏水防止対策
- ・微生物の餌の供給
- ・水田にあった管理（耕起・不耕起）の選択

水 管 理	①深水管理 ②中干し延期 ③早期湛水	①冬期湛水
資源循環	①堆肥・地元有機資材 の活用	
そ の 他	①ブランド取得 (有機JAS、ひょう ご安心ブランド、コ ウノトリの舞、コウ ノトリの贈り物)	

(資料)「コウノトリ育む農法パンフレット」

兵庫県豊岡農業改良普及センター、平成18年3月

3. 江川地区への展開の可能性

- ①江川地区内にはシンボルである「オオタカ・サシバ」が生息しており、こうした鳥類を頂点とした生物多様性の増進を図るため、環境に配慮した農法の改良と普及、関連する水田における環境整備によって、消費者ニーズに即した米作の実現を目指すことが望まれる。
- ②特に、(株)野田自然共生ファームという大規模営農組織が設立されており、その他の農家の理解と協力を得て、環境に配慮した良質米の生産が期待される。

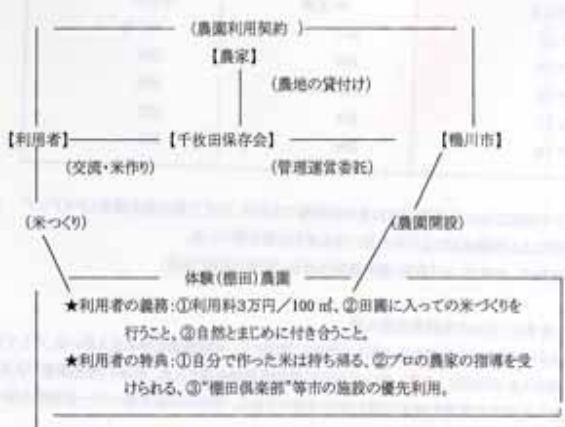
(2)ふれあい体験交流ゾーンの実体化に向けた留意点

「ふれあい体験交流ゾーン」の中心的な役割を担う「市民農園ゾーン」においては、利用者の多様なニーズに対応するため、谷津田を活かした水田型市民農園と畑地型市民農園の二本立てによる市民農園として具体化を図る。

以下、具体的取組の枠組みと留意点について整理する。

取組事項	取組内容と主な留意点
①取組テーマ	テーマ：市民等利用者の農業体験機会の創出及び食育機会の拡大／市民等利用者の交流促進／市民・子ども等環境学習による谷津田維持保全への意識啓発市民農園ゾーン： 「えがわ谷津田ふれあい農園（仮称）」
②ゾーンの性格	ゾーンは、次の3つの区域によって構成する。 ・水田型市民農園ゾーン ・畑地型市民農園ゾーン ・交流施設ゾーン
水田型市民農園ゾーン	主として子ども達の総合学習や遠足、さらには市民及び市外住民向けに、稲作体験や自然とのふれあい交流学習活動の場として整備
畑地型市民農園ゾーン	主として市民及び市外住民向けに、野菜類や花き類の栽培体験を行う場として整備
交流施設ゾーン	(株)野田自然共生ファーム管理事務施設、環境保全活動をおこなう特定非営利法人の管理施設、市民農園の管理運営施設、利用者向けの交流施設・駐車施設・広場等江川地区全体の管理運営、交流のための拠点施設を整備
③想定規模	①区域全体の規模は5ha程度 ②うち、水田型市民農園を2団地（おおむね4ha程度、うち貸付面積3ha程度とし、平均100m²/区画で300区画程度）、畑地型市民農園を1団地（0.5ha程度、平均1区画30m²/区画で当面100区画程度）、管理運営交流施設区域は0.5ha程度を想定
④想定される管理運営体制	①全体の管理運営： 市民農園ゾーンを含め、ふれあい体験交流ゾーン全体については(株)野田自然共生ファームが管理運営を実施 ②市民農園ゾーン： (株)野田自然共生ファームに、江川地区内の農家からの人材活用（例えば、地元高齢農家から野菜の達人、花の達人、稲作の達人などの人材募集）を得つつ、「市民農園部」といった体制づくりによって管理運営・研修事業を実施

⑤整備イメージ	①水田型市民農園： 基本的には現状の道水路の補修による小区画のままとして利用し、必要に応じて区画分割する程度 ②畑地型市民農園： 土壌・土層の改良、排水整備を実施 ③交流施設ゾーン： 管理運営施設や交流施設等の施設整備については、原則木造・平屋建となる一体的な施設として整備し、周囲の景観や環境に十分も配慮する必要
⑥法的手続き	水田及び畑地型市民農園の整備において、土地所有状況並びに江川地区の基本的方向を考慮すると、原則「市民農園整備促進法」による開設が望ましい
⑦農園利用	市民農園のうち、「水田型市民農園」については、栽培期間のうち利用者は数回程度の栽培体験機会が主となることが想定されるため、基本的には「区画貸付方の事業とオーナー制(有料)の併用」とすると共に、「畑地型市民農園」では区画ごとの貸付(有料)として運営することが考えられる。
⑧将来	①農園利用者は、市内利用者のみならず広く市外利用者も想定する。 うち畑地型市民農園では当面 100 区画程度で開設し、需要の応じた拡張し、将来的には「ラウベ付きクラインガルテン」の開設も想定する。 ②江川地区内農家や農園利用者が生産した野菜・果樹類、花き類を販売する直売施設の設置も考えられる。

●事例による取組イメージ	
施設区分	取組のイメージ
水田型 市民農園 のイメージ	<「大山千枚田オーナー制度」千葉県鴨川市> 管理団体：特定非営利法人 大山千枚田保存会 (注) 1. オーナー区画数 368 区画、オーナー数 241 人(平成 18 年度) 2. 詳細は第 5 章参照
	 ★利用者の義務:①利用料3万円/100㎡、②田圃に入っての米づくりを行うこと、③自然とまじめに付き合うこと。 ★利用者の特典:①自分で作った米は持ち帰る、②プロの農家の指導を受けられる、③「権田倶楽部」等市の施設の優先利用。  ●「新川耕地(野田市)」での子どももの稲作体験活動の様子 (出典)「利根運河パンフレット」 利根運河の生態系を守る会
畑地型 市民農園 のイメージ	<「見沼グリーンセンター市民農園」埼玉県さいたま市(旧大宮市)> 管理：さいたま市 面積：1ha 程度、58 区画 利用料：平均 600 円/㎡年
	
管理運営 交流施設 のイメージ	
	<留意点> ・周囲の景観との調和 ・住民参加による計画づくり ・地元産出木材等資材の有効利用 ・ユニバーサルデザインの推進

滞 在 型
市 民 農 園
の イ メ ー ジ



長野県松本市（旧四賀村）



市民農園のイメージ

3. 江川地区への展開の可能性

- ①市民の野外レクリエーション活動施設と市民農園の併設は、相乗的利用効果が期待できる。また、江川地区において市民農園計画地区は住宅団地に至近であるため、交流施設としての利用も期待できるため、休憩・交流機能を備えた市民農園として整備することが考えられる。
- ②市外の利用者の誘致を想定する場合、駐車場や休憩施設・農機具倉庫、ロッカーなど施設水準の高い整備が必要である。
- ③栽培マニュアルの作成や品評会・利用者交流会開催、インターネットによる生育情報の提供、農家による栽培アドバイザーの派遣など、ソフト面の充実が不可欠

市民農園内の区画の様子



(3)景観づくり具体化に向けた留意点

1) 取組テーマ：

谷津田景観の維持保全

2) 区域別景観形成のための留意点

江川地区における景観づくりのテーマを「谷津田景観の維持保全」と設定し、農地や斜面林のほか関連施設などの今後の景観づくりにおいて重点的に取り組むべき8つの区域を設定すると共に、区域ごとの取組上の留意点は次のように考えられる。

(注)「景観づくり構想図」参照

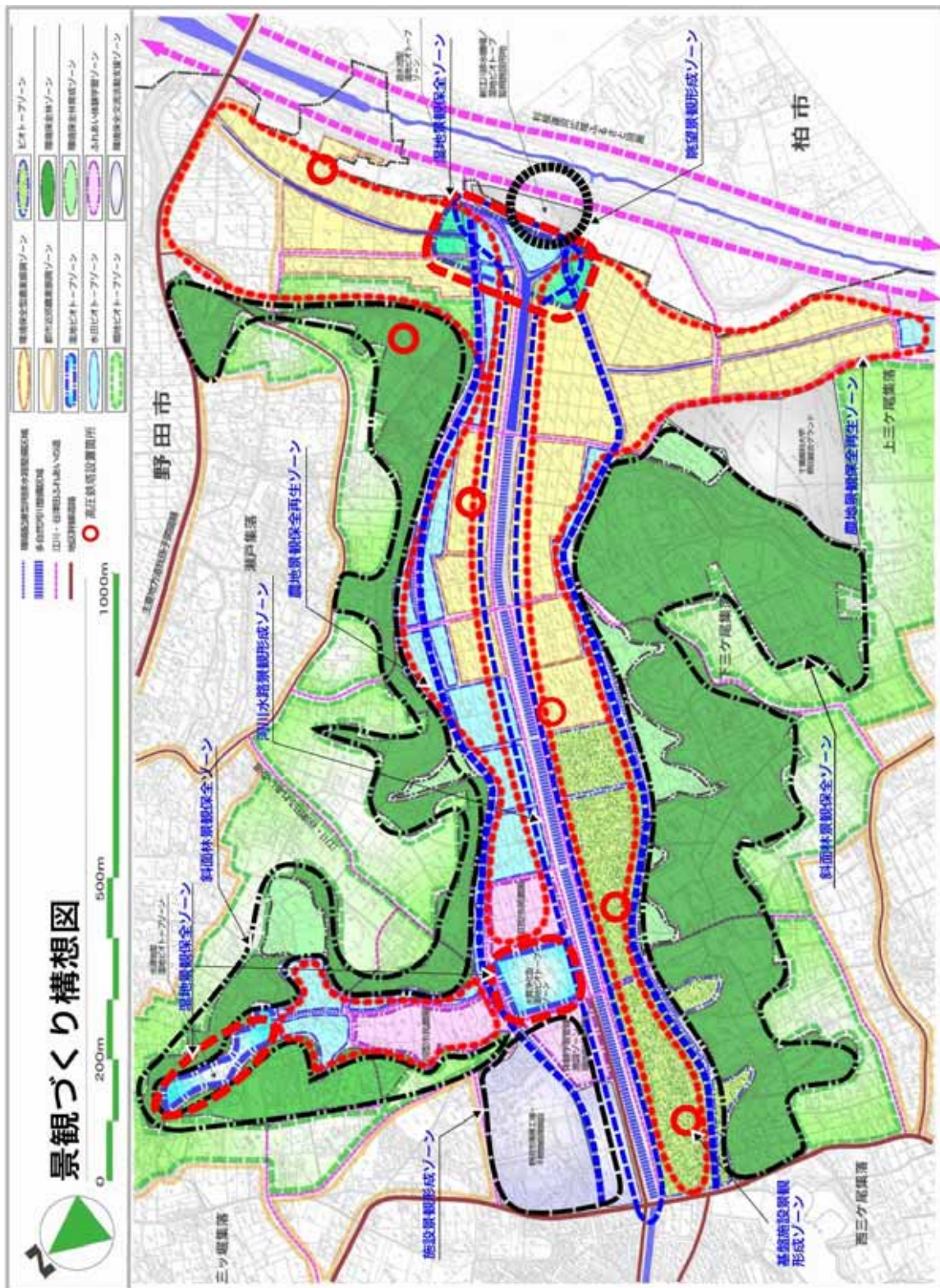
景 観 づ く り 重点区域区分	取組における主な留意点
農 地 景 観 保全再生ゾーン	①江川両岸に広がる江川耕地を対象として、現状の遊休化及び耕作放棄地化した農地において、今後は(株)野田自然共生ファームを中心とした営農体制を確立し、稲作の推進並びに一部農地の粗放的管理の定着を図り、安定した谷津田景観の保全を推進する。
斜 面 林 景 観 保 全 ゾ ーン	①江川耕地の囲むように南北に続く斜面林(民有林)一帯は、オオタカ・サシバの営巣地であると共に、谷津田と一体となった樹林地として、生物多様性の増進並びに樹林地景観の保全を図るため、林地所有者の協力を得て、今後も継続的に保育管理を進めるなど、斜面林景観の保全を維持する。 ②野田市では、「貴重な野生動植物が住む樹林地保全条例（平成18年12月制定）」を制定しており、モデル地区として江川地区内の斜面林を対象として条例の適用など制度的支援を強化することが望まれる。

湿 地 景 観 保 全 ゾ ー ン	①瀬戸谷津田の南北両端、江川と利根運河合流点の3箇所には、谷津田保全並びに生物多様性の増進、農地環境の維持を図るため、湿地型ビオトープの設置を予定している。 そのうち、瀬戸谷津田北部の湿地については、谷津田の粗放的管理、瀬戸谷津田南端及び江川耕地東端の湿地については冬季湛水を含め、持続的な谷津田景観として保全する。
施 設 景 観 形 成 ゾ ー ン	①江川左岸上流部には、「野田市清掃工場、ゲートボール場等多目的広場」といった施設のほか、将来的には市民農園関連の管理運営施設や交流施設、駐車場などの諸施設立地が想定されるため、周囲の景観に調和した材質や色彩、施設デザインとする。 ②立地する諸施設は統合的、一体的な景観形成を図る観点から、敷地周囲は生垣とし、駐車場や駐輪場は全面舗装ではなく環境配慮型とする。
基 盤 施 設 景 観 形 成 ゾ ー ン	①江川に沿って東西に高圧線鉄塔6基続いている。景観形成面では鉄塔の移設が望まれるが、移設が困難な場合は、設置者の協力を得て、鉄塔の色彩については周囲の谷津田景観に調和した落ち着いた色彩へと誘導することが望まれる。 ②鉄塔基部については、周囲の農地への影響（例えば、日影）を考慮しつつ灌木類で修景することが必要である。

景 観 づ く り 重 点 区 域 区 分	取組における主な留意点
河 川 水 路 景 観 形 成 ゾ ー ン	①「江川」について、昭和50年代に上流部の住宅団地開発にともない河川幅の拡張などの事業を実施しているが、生物多様性の増進並びに住民のレクリエーション利用の拡大に対応するため、多自然型河川改修並びに河川管理道路・農道については散策路として整備し、アメニティ豊かな河川景観の形成を図る。 ②「江川耕地の南北に流れる水路」については、現状においては土砂堆積などが進み、水路として十分機能していないが、農業用排水路機能だけでなく、生物多様性の増進のため、環境に配慮した整備をおこない自然に馴染んだ水路景観の形成を目指す。
眺 望 景 観 形 成 ゾ ー ン	①「新江川排水機場」付近の利根運河堤防一帯は江川耕地全景を眺望できるという見晴らしの良い場所であるため、長期的には「新江川排水機場」内に展望施設の設置を検討する。当面は、付近に案内板を設置し、利用者への情報提供をおこなう。
その他関連事項	①今後江川地区内において、谷津田等についての情報提供や施設等の案内のため、案内板・サイン類の設置が必要である。こうした取組においては、地区内の間伐材利用や統一的な景観計画づくり、子どもを含めて利用者に配慮した情報提供を進めることが望ましい。

●水田ビオトープ景観のイメージ(現状)	●水田ビオトープ景観のイメージ(修景)
	
●江川河岸景観のイメージ(現況)	●江川河岸景観のイメージ(修景)
	
●事例：間伐材利用による統一的案内板・サイン計画：千葉県千葉市大草地区	
	

＜参考図 7-2：景観づくり構想図＞



参考事例	榛原ふるさとの森(1)	静岡県牧ノ原市（旧榛原町）
特徴	里山と谷津田の一体的な復元整備、生物多様性の確保	

<事例内容>

1. 取組の背景と目的

静岡県では、静岡県牧ノ原市切山地区（旧榛原町）に、「昭和 50 年代まで榛原・牧ノ原地域に普通に展開していた里山環境を復元し、適切に保全された谷津田・里山モデルとして維持／自然環境学習推進のため人材育成の場となるような整備／里山環境復元のモデルとして、整備前の状況を調査・記録すると共に、整備後の復元状況を継続的・定期的にモニタリング資料とする。」ことを目的として、平成 14～17 年度の 4 箇年事業によって復元整備し、平成 18 年春に仮オープン、平成 19 年に本オープンを目指している。

2. 事業内容



<榛原ふるさとの森案内図>

(出典)「榛原ふるさとの森パンフレット」静岡県

①事業面積：25ha

区域は大きく 3 つのゾーンに区分され、それぞれ性格分けと利用区分がなされている。

◎サンクチュアリーゾーン=8.5ha

（里山の動植物を保護するために整備された区域で、施設管理や学術的な調査以外は立ち入り禁止するゾーン）

◎研究・教育ゾーン=13.6ha

（おおむねサンクチュアリーゾーン周辺の区域で、里山の自然環境の研究や環境教育の場となるゾーン）

◎自然ふれあいゾーン=2.9ha

（大久保の棚田やなぎの沢の谷津田一体の区域で、里山・谷津田の自然環境を楽しむゾーン）

②事業主体：静岡県（志太・榛原農林事務所森林整備部局）

(注)現在、維持管理についても静岡県の直営（事業一部は委託）となっているが、将来的にはNPO法人等への委託を検討。

③事業スケジュール：

平成 14～15 年度：基本構想・基本計画策定、用地取得等

平成 16 年度：実施計画・詳細設計・一部環境整備・用地取得等

平成 17 年度：施設整備・環境整備・用途取得等
平成 18 年 4 月：仮オープン

④事業手法：静岡県単独事業

⑤事業内容

区域内の 3 つのゾーンにおいて、里山環境の維持・復元、棚田・谷津田の復元、施設整備を実施している。

環境整備	里山環境整備	針葉樹や広葉樹林などの多様な森林形成のため全伐、択伐、間伐、植栽、草刈り等の実施
	草地整備	ササユリ・リンドウ等の草原
	水辺整備	大久保の棚田・なぎの沢谷津田・池の復元
施設整備	学習歩道・踏み分け道・管理道・トイレ・駐車場・四阿等	

⑥利用状況

平成 18 年春に仮オープンして以来、施設への立ち入りは原則自由であるが、利用者は静岡県への申し込みで利用している。周辺地域からの利用者並びに交流イベント開催による利用者（年間に数千人程度推測）があるが、当初より施設の目的として不特定の多数の利用者を見込んでおらず、

参考事例	榛原ふるさとの森(2)	静岡県牧ノ原市（旧榛原町）
------	-------------	---------------

3. 谷津田・棚田の整備構想

①なぎの沢の谷津田

流水を水源とし、長年放置され土砂や落ち葉が堆積し、乾燥化が進みネザサなどが繁茂し、法面の樹木も放置され薄暗い林となっていた。ここでは、かつてあった明るい環境の谷津田と生物多様性の復元を目指すため、谷津田から5～10mの範囲で林の草刈り、谷津田ではビオトープとして刈り払いや天地返しを実施

②大久保の棚田

湧水を水源とし長年放置されたため、土砂や落ち葉が堆積し水位の低下や乾燥化が進みアシなどが繁茂し、アカメヤナギの樹林化が進んでいる。アカメヤナギの湿性林は残し、ショウブ・サワヒヨドリ・セリなどが生育できる環境の再生をおこなうため、棚田の刈り払いや天地返しを実施

		
榛原ふるさとの森入口：なぎの沢門	なぎの沢の谷津田	なぎの沢の谷津田の一番奥：通称まぼろしの池

4. 確認されている動植物類

整備前の確認調査では、地区内につぎのような動植物類が確認されている。

植 物	シダ植物	48種	コシダ・リュウメンシダ等
	裸子植物	4種	アカマツ・ハンノキ・アラカシ・コナラ・ヤマザクラ・やまつつじ等
	被子植物	147種	
ほ	乳 類	2種	ノウサギ・ニホンリス
鳥	類	43種	オオタカ・サシバ・コゲラ等
両 生	類	5種	イモリ・アズマヒキガエル・タゴガエル等
は 虫	類	5種	イシガメ・カナヘビ・アオダイショウ・マムシ等
魚	類	2種	ホトケドジョウ・カワヨシノボリ
昆 虫	類	1,380種	オニヤンマ・オオゴキブリ等

		
ふるさとの森北部：大久保の棚田全景	大久保の棚田	北部：彩りの草地からみる森の全景

5. 江川地区への展開の可能性

「榛原ふるさとの森」は、台地部は牧ノ原台地に広がる里山と茶畑、低地部は集落と水田となっている。ここでも農地造成や宅地が進み、しだいに生産性の悪い棚田や谷津田、そして経済性の悪い里山は放置されていた。しかし、生物多様性の確保と近郊緑地としての里山の復元・再生を目指して静岡県が復元整備をすすめ、平成 18 年 4 月に仮オープンした。

森の性格は、里山の保全と環境教育の場を主眼としており、多数の利用者の入り込みは当初から想定していない。事業的には維持管理を含め現段階では静岡県が主体であり、民間団体への管理移行面では課題はある。

こうした取組について、江川地区における斜面林の保全と谷津田の再生を想定した場合、こうした事例は参考になる。とくに、榛原ふるさとの森でもオオタカ・サシバの生息が確認され、そのため生息環境の維持保全のためサンクチャリゾーンを設定している取組も参考になる。

8. 野田市江川地区の農業・農村環境の保全・利用・整備計画の基本方針と展望

8-1 関東地域の谷津田モデル地区としての価値

(1) 関東地域における市街地に近接したモデル的な谷津田地域

複雑な地形と多様な風土の上に長い年月をかけて、日本の農業集落及びの農林地の空間は形成、維持、利用されてきた。一方で、周辺からの都市化圧力が高まり、農林業的土地利用から都市的土地利用転換が急激に進み、貴重な二次的自然としての農林地の減少が進んできた。都市近郊地域において、残されたこれらの農林地は、都市消費者に密接した食料の貴重な生産地であるだけでなく、都市近郊での身近な自然、生き物の生息環境であり、かつ、人間にとっても身近に触れることの出来る貴重な自然ともなっている。

無機質的な冷たい都市、市街地に対して、潤いや憩い、癒しを提供する貴重な緑地空間である。また、近年の地球温暖化や都市のヒートアイランド現象に対して、クーリング効果を発揮し、都市を冷やしてくれる貴重な自然空間でもある。このように、市街地に近接した農林地、農村環境の多面的な機能を見直し、再評価をして、都市近郊、郊外地、都市近郊農村地域の再生計画により、自然環境、農林業環境、社会環境、経済環境の総合的な視点でのバランスある地域発展戦略を構築していくことが求められている。

このような時代的背景の中で、本調査地のような谷津田の地域環境は重要である。中央部に水域を含み、その周囲に複雑な断面構成からなり、かつ人間の関与の濃淡により多様な自然が形成されてきた環境である。自然遷移から見ても多層構造からなる。それも、狭い領域の中での多様な自然遷移を伴う。また、近年は、休耕地等の増加もあり、より、自然遷移の多層性が増加し、パッチワーク的状况になっているともいえ、この種の多層な谷津田の状況は以前には存在しなかった。

谷津田は中央低地を河川及び湿地としての水田が存在する環境であり、周囲の市街地にとっての貴重なクーリングスポットでもあり、周囲の市街地の気象緩和効果を果たす空間でもある。水域、湿地、斜面林等の複雑なランドスケープ構造はコンパクトな微気候創造空間としての価値も高い。また、低地の河川は都市内を流れる小河川としての役割も持ち、上流部では水源地域的機能を果たし、また、中流、下流域では、上流市街地の都市生活排水、雨水の処理水域としての機能も果たすという複合的機能をもつ空間として評価できる。

先の章で述べているように、平成12年度での関東管内の谷地田(=谷津田)賦存量は、6,843haで全国比26.9%と多く、そのうち千葉県は3,238haで関東関内の47.3%を占め、ほぼ半分を占める谷津田の多い県である。その内で、野田市は県全体の1割強を占めている。水田面積は県内の2%弱という状況であり、谷津田の価値の高さが伺える。このような状況の中で、オオタカ、サシバの猛禽類の生息環境ともなっているといえ、

農産物の生産空間とあわせて、野生生物の生息環境としての意義を有する空間となっている。この種の猛禽類は生態系のトップに位置し、その生息条件を維持するための食物連鎖の下部の生物、猛禽類にとっての餌生物が、身近に存在することが不可欠となる。その存在は、その周囲にこの種の下部の生物の生息環境があることを意味し、生態系のピラミッド構造が、谷津田及びその周囲に成立していることを意味し、健全な生態系の環境が市街地周囲に存在するという貴重な価値を有する空間である。

本計画地の江川地区の谷津田は、このような多様な生態系条件、農林業環境、農村環境を有し、かつ都市排水処理機能を有する地区であり、関東管内での市街地に近接した谷津田の保全と農業的振興の両面に関しての回答を示していく上での貴重なモデル地区として評価できる。

(2)公共的空間としての価値

江川地区の谷津田は、野田市役所が当初は民間企業による住宅地開発が予定されていた農地を住宅開発業者から購入した土地であり、谷津田の 1/3 程度存在する。猛禽類や貴重な自然環境の保全を目的として公金を投入した積極的な土地購入であり、その意義は大きいといえる。野田市の江川地区は例外的に恵まれた土地所有状況といえる。行政が主導的に取得した農地を含めた谷津田地域であり、公共的空間としての価値を生かした、幅広い目的での保全と利活用を進めるべき空間である。公共的空間を核として、その周囲の私有地を準公共的空間として位置づけた総合的な環境の保全と活用策をはかるべきであり、多様な市民の参加でそれを進めることが必要となっている。

(3)多様な主体の参画と連携による谷津田環境の保全と活用

上に述べたように、公共的空間としての価値を有する農地、休耕地を核とした、谷津田環境の総合的な保全と活用に関しては、市民、地域住民、農業者、環境団体、農業法人等の多様な主体の参画により進めていくべきである。その活動の核としての団体としては市が設置した農業生産法人「(株)野田自然共生ファーム」がある。この農業生産法人は、ただ復田、水稻作、休耕地の雑草管理、市民農園の管理だけでなく、広く、環境教育、環境モニター育成的な役割を担う事業体として、機能拡大を図っていくことも求められる。あるいは、後で述べるような「江川地区谷津田再生協議会」(仮称)が全体の運営組織として位置づけ、農業生産法人は市有地の谷津田の復田管理、水田管理、市民農園管理運営に徹して、それ以外の環境教育や環境モニタリングは環境団体に任せるという役割分担をしていく手法も考えられる。

また、猛禽類及びその他の谷津田の生物多様性の維持のためには、的確な保護、活用策が必至であり、それぞれの主体での思惑と思考の相違は当然あるが、それらを調整し、より持続性の高い環境として維持されるためには、的確な情報公開を含めた情報交流が重要となる。公式の「江川やつだ倶楽部」(仮)のようなものを立ち上げ、そのHPの充実化により、的確な情報管理と発信を行うことが必要となる。また、多様な市民の汗

をかく参加によるビオトープ管理等のボランティア参加の仕組みづくりも必要となる

8-2 江川地区の広域的、地域的位置づけ

(1)利根運河の環境整備・活用との連動

谷津田の中央を流れる江川の流末は利根運河につながっており、市街地からの排水処理及び生態系的にも密接な関係が利根運河とはある。また、市民、観光客のサイクリング、自転車移動でのルートとして、レクリエーションな空間としての線的なつながりも大きい。歴史的な価値を有する利根運河の環境を生かした、総合的な「利根運河エコパーク構想」が現在、国交省、野田市等の多方面で検討されている。このように、利根運河と密接なつながりある江川谷津田空間の保全と整備においては、利根運河との連携を、ランドスケープ、生態ネットワーク、コリドーのような環境ハード的なつながりと、同時に、保全・管理を進める行政、環境セクター、市民とのソフト面での連携としてとらえることが重要となる。

その連携を深化させるためにも、江川地区での保全・整備・活用に関する方針を明確にして、利根運河における江川地区の価値、その保全と整備の意義を利根運河の再生プランと整備計画・事業の中に明確に位置づけていくべきである。今回の本調査では利根運河との明確な連携のための合同的な検討会は十分に実現できなかったが、今後益々、この点が重要となってきている。

(2)他の谷津田とのつながりとモデル的谷津田としての保全と整備

今回モデル計画した江川地区の南部には、別の谷津田（上三ヶ尾集落の南の谷津田）があり、この谷津田も利根運河へとつながる水系では、江川谷津田水系に入る。この谷津田の保全と活用に関しても、早急の保全・整備計画が必要となっている。市有地としての取得ではなく、協定林地、協定農地制度等導入により、江川谷津田と同様の取り組みが必至となっている。猛禽類の生息環境の利根運河沿いでの広域的な確保のためにも、早急に取り組む必要がある。本江川谷津田の保全・整備・管理・活用に関する総合的でモデル的な取り組みの利根運河沿いでの他の谷津田空間への波及効果は大きいといえる。このような視点から、本事業を位置づける必要がある。

(3)求められる多面的な機能

江川谷津田に求められる多面的な機能を整理すると以下となる。

- ①生物多様性の保全
- ②環境共生・自然共生型農業振興
- ③自然度と人為度のバランスある生態系としての保全と活用
- ④市街地からの都市排水の処理、遊水池的機能、洪水調整機能
- ⑤市民の憩い、癒し、農的体験の提供

- ⑥市民の環境教育学習のための空間
- ⑦市街地に近接した斜面林、農村集落を含む田園景観の保全と再生
- ⑧市街地の微気候を調整・緩和する水と緑地の空間

①生物多様性の保全：

猛禽類を頂点とする食物連鎖による生態系のピラミッド構造が維持され、多様な生物の生息空間としての機能である。江川谷津田だけではなく、広く利根運河の自然との連続性、ネットワークの上にこの機能はより充実してくる。

②環境共生型農業振興：

休耕水田や畑地の一部を活用し、有機農法、無農薬・低農薬農法により、自然と共生した農法により、安心、安全な農産物の生産の空間としての機能である。土地利用計画でも指摘したように、谷津田の低地での農業だけでなく、台地上の集落近傍の畑地での自然共生型農法の振興により、オオタカやサシバと共生できる、「オオタカ農法」（仮称）ともいえる農法の地域的な振興を図り、「オオタカの里の贈り物」（仮称）としての農産物の販売戦略も想定できる。

③自然度と人為度のバランスある生態系としての保全と活用：

元々、江川谷津田は、低地の湿地、沼地、水田、斜面林、台地の農地、集落からなる里山的な土地利用が継続してあった空間であり、単なる原生自然としての自然の状況ではない。

農的な人為的営み、利用によって形成、維持されてきた二次的自然の空間である。人間の営みによって維持されてきた二次自然である。また、開田以前は沼地であり、低地部は農業的な生産空間ではなかった。開田後は水田として農業的生産空間として活用されたが、さほど生産性の高い水田としては利用されてこなかった経緯もある。現在の一部の水田を除き、休耕田化が進み、その結果として、今日の多様な遷移の状態のパッチワーク的構成からなる生態系が形成されてきているといえる。農業という自然に対する人為的で定期的な攪乱行為の行われる箇所や、谷戸の湿地の自然遷移により変化している箇所、斜面林、台地畑地等、自然度と人為度のバランスの上に形成されている生態系である。このバランスの維持を図り、現存する貴重種の猛禽類の保全と、適切な農的営み、農的体験、環境学習、レクリエーション活動という人為的な行為を調整することが求められている。

④市街地からの都市排水の処理、遊水池的機能、洪水調整機能：

江川は上流部の団地、ゴルフ場、市街地からの排水が流れる小河川、都市小河川として役割をもっている。利根運河への排水処理機能及び、利根運河からの灌水の受け皿的な機能も果たし、利根川と市街地の間にある洪水調整機能も果たす空間である。かつて開田以前は沼地であったというランドスケープ上の機能を現在も有している。これらの機能は都市の安全機能であり、都市計画的視点からの機能維持も一方で求められるものであり、樋門の更新も含めて、江川谷津田での環境整備は、今後、環境、

農業、都市計画、防災の視点からの総合的な対策とその広範囲での公共的な事業として位置づけいくことが必至となっている。

⑤市民の憩い、癒し、農的体験の提供：

周囲の市街地住民だけでなく、野田市民、市外の人々が訪れ、谷津田を散策し、その自然に触れ、癒される時間を提供する。また、ビオトープ水田や市民農園での市民の農的体験や、斜面林の適正な管理活動で汗を流す等の機会を提供するものである。

⑥市民の環境教育学習のための空間：

一つ一つは小規模であるが、多様な生態系で構成されている江川地区の自然環境は、オオタカやサシバの猛禽類の生息する生態系のピラミット構造の構築されており、自然環境の教育や学習の場としては適地である。また、農的な営みにより形成されてきた里地里山環境もあり、人間と自然との歴史的な共生関係を学ぶことのできる貴重な環境である。

⑦市街地に近接した斜面林、農村集落を含む田園景観の保全と再生：

市街化が急激に進み、かつての田園環境や景観が喪失してきている中で、江川地区及びその周囲の田園環境は、市街地に近い貴重なものとなっている。関東地域の貴重な谷津田のある田園景観としての価値を有している。この貴重な景観の保全と再生により、市街地に近接した憩いと癒しの景観としての価値を有している。

⑧市街地の微気候を調整・緩和する水と緑地の空間：

市街化が進み、建物や土壌がコンクリート等で被覆され、かつ、建物や自動車からの廃熱により、市街地の空気汚染や熱的環境が悪化してきている。野田市はまだ過密な市街地環境ではないので、さほどの市街地環境の悪化はないであろうが、江川地区の水と緑の空間は、上流部の市街地に快適な環境を提供し、近傍する市街地の微気候を調整する機能を果たしている。

8-3 土地利用計画及び環境保全・整備・活用・管理の基本方針

(1)土地利用計画の基本方針

先の土地利用構想で述べているように、江川地区の環境保全と活用の基礎は土地利用計画の明確化とそれに伴う、持続的な環境保全、農的営み、管理・利用活動である。また、同時に、自然の状況、生き物の生息状況のモニタリングの継続を実施して、柔軟な対応をしていくことが求められる。

河川低地から斜面緑地、台地上の農地、集落を含めた広域的で総合的な土地利用計画の方針を明確にしていくべきである。もちろん、地域住民、農民との合意形成は不可欠となる。その際の核的な土地は、市有地として購入した土地であり、この公共的所有の土地を核として、私有地の水田、休耕田、畑地は、その所有者との合意の上に、準公共的用地としての保全と活用をはかるべきである。私有地の斜面林は協定林地として契約的に保全・管理される。以上、市有地を核として、私有地を準公共地として位置づける

土地利用ゾーニングにより、生物多様性の保全と人為的な多様な土地利用の共存が可能となる。

江川地区は貴重な環境保全の視点から、公共性の強い土地としての性格を有している。その点から、その他の私有地での土地利用に関しての一定の制約と協調が求められる。一方で、その制約による保障として、土地の買い上げ、借用、協定土地としての保障等の財政的施策の展開も必至となる。斜面林に関しては、協定によりその一定の保障が検討されているが、水田、畑地に関しては今後の課題として、市独自の協定農地制度のようなものを創設して対応していくことが望まれる。ただ、十分な財政的裏付けがない状況では、まずは、地域にとって、江川地区の保全と活用が地域づくりにとってのどのようにより重要かという視点での合意形成が必要である。例えば、「オオタカの里の贈り物」（仮称）のような地域ブランド農産物の付加価値の形成や、里地里山の環境と景観の保全による地域的誇りの形成、ふるさと意識の醸成等、ハード、ソフトを含めた地域づくりの貢献に関しての地域住民の意識改革と高揚が重要となる。公的資金を投入して購入した貴重な公的空間が地域の中にあることの多様な面でのメリットをどう活かして地域づくりを進めていくかを地域固有の課題として地域ぐるみで検討することが、江川地区の土地利用計画の推進のためには最も重要な課題となっている。

具体的な江川地区での土地利用計画策定での方針としては以下の点を考慮すべきである。この点に関して、7章で詳細は説明されているので、ここでは、その基本的考え方を再度整理しておく。

1) 自然度と人為度との調和による土地利用ゾーニング

江川谷津田の生態系の多様性は、人為的な関わりも含めた、自然遷移の多様な段階がパッチワーク的に構成されている点である。生態系のピラミット構成の頂点の猛禽類のオオタカ等の生息が確認されている貴重な空間である。そして、周囲に市街地が迫り、また、伝統的な農村集落の環境も維持されている点にある。このような自然度の高い空間と人為的、農的な空間が共存し、かつ、貴重な自然や景観を見に訪れ、散策や体験農園等の都市住民の人為的圧力も高まるという状況にある。この自然度合いと人為的関わり度合いのバランスが非常に重要となってくる。

オオタカ、サシバの生息環境の保護の観点からは現在確認されている斜面林だけでなく、今後の生息地の移動の可能性も含めて斜面林全体を自然度の高いゾーンとして保護的位置づけが必要である。その周囲はすぐに人為的圧力を高めず、緩衝的空間としてビオトープ的、保護農林的な利用空間を位置づけ、その外側に環境共生農業地、市民体験農園の人為的圧力高い空間を位置づける。自然観察や散策のための市民の散策ルートは外側の環境共生農業地や市民体験農園のようなエリアの縁をつなぐようなルート構成が的確である。

また、江川の末端は洪水調整機能も含めた調整池の機能を果たし、常時冠水しているかつての沼地的な環境として維持し、沼地生態系の環境として位置づける。また、江川沿いでの中間地帯の箇所、市街地からの排水を植物で自然浄化する浄化ビオト

ープとして位置づけ、水生植物の水質浄化機能とそこでのミニ生態系を観察する区域とする。

2) 谷津田の断面的土地利用の特性を生かす

江川地区のランドスケープ特性を考慮した土地利用計画の方針である。横断面（南北断面）と縦断面（東西断面）での特性を考慮したものとする。谷津田の特性は、小規模な面積の中で多様な土地利用状況があることであり、それは断面的に複雑な地形構成にある。南北断面は低地から南北に、[江川－谷底低湿地・水田・休耕地－斜面林地－台地畑地－農家屋敷]であり、谷低地の水田が休耕放棄された結果として、その時間的遷移の中で多様な環境が形成されている。低地湿地、斜面と低地際環境、斜面緑地（北斜面、南斜面での日照条件の相違）、台地の農地であり、断面状での多様な微気候が形成されており、その結果として、多様な生物の生息環境を提供していることになる。また、東西断面では東から西に[利根運河－河川・湿地・水田・休耕地－斜面隣地・住宅地]であり、水の流れに沿って、徐々に湿気が増加する微気候状況となる。

このように、小さい谷津田の空間ではあるが、多様な微気候とそれに伴う生物の多様性が確保されていることとなる。このような断面特性を考慮した土地利用計画が必要となる。横断面の南北断面では、低地の湿地系から台地の比較的な乾燥系への推移であり、縦断面の東西断面では、東端の利根運河際では調整池的湿気の高いところから徐々に市街地に向かって乾燥的になるという推移を活かした土地利用であり、農的な作物生産を選定していくことが求められる。

南北の台地での土地利用、農地利用に関しては、環境保全型農業地域として、有機栽培、低農薬・無農薬栽培での農産物の生産により、猛禽類との共生をはかった農産物ブランド生産の農業振興地域として位置づける。これらの土地利用の趣旨を地域住民、農業者に理解してもらい、「江川おおたかの里」（仮称）のような地域づくりを進めていく。谷津田を訪れた市民は、谷津田の低地部の市民農園で憩い、自然観察をするだけでなく、広く、台地の農地や集落を散策し、農的営みに触れ、直売所から新鮮な農産物を購入もする。横浜市で長年実践し成果を上げている、寺家や舞岡での「ふるさと村」づくりのような、地域農業者の自主的で協働的な取り組みが期待される。

3) [江川おおたかの里]（仮称）づくり

谷津田地域に接した瀬戸・下三ヶ尾・三ツ堀・西三ヶ尾集落を含めた[江川おおたかの里]（仮称）のような総合的な地域づくりの構想を、地域住民の人達の参加の下に、地域のまちづくりとして描く必要がある。

市が率先して自然環境保全と農的な営みのために、大規模な土地を公共用地と取得した訳であり、その公共空間を市民みんなで価値あるものとして、維持し、活用していくためにも、地域住民、農林池の所有者の理解を得た運動が重要となる。行政的には地域住民参加の地域づくり運動を支援する部署と連携をとり、地域づくりの一環として進めていく必要がある。取得した公共用地での公園的な活用により、多くの市民

が訪れる地区となる。訪問者が多く、かつ、生物の保全だけが全面的に強調されるだけでは、江川地区の人達の理解は十分に得られない。地域にとっても、地域の生活や生産環境にとって何が課題で、何がメリットとなるのか、また、行政依存型の地域づくりでない、地域住民主体の地域づくりへの発展のためにも、地域住民参加型での地域づくりの方向を出していくことは必至である。

(2)土地利用ゾーン別での環境保全・整備・活用・管理の基本方針

先に述べたように、江川地区は土地の利用履歴的にも多様な環境が形成されてきている。そして、今日的には、生物保全と環境保全方農業の振興、市民の憩い空間の提供という多様な機能が期待される空間となっている。各ゾーンでの保全・整備・活用・管理の基本方針を考えておくことが必要である。

1)谷低地のビオトープゾーン：

現在の湿地、休耕田の箇所、猛禽類の餌場となる空間であり、その保全と定期的な草刈りにより、猛禽類の餌となるネズミ等の小動物の生息環境の維持を人為的に確保することも必要となる。また、一部の復田は、小動物の生息環境でもあり、かつ、米作りの場所でもあり、無農薬・低農薬、谷津田の落ち葉等の有機物の堆肥化による有機栽培が望ましい。

2)湿地ビオトープゾーン：

湿地及び冠水池的な機能を有する箇所として、湿地ビオトープを設定した。

一つは、上流部の左岸の谷戸の湧水に近い箇所の谷戸空間であり、近くにオオタカの生息地があり、湧水から形成される自然湿地の状況を維持する。湿地ビオトープを維持するためには、定期的な除草管理も必要となる。もう一つは江川下流部の揚水機場の面する湿地ビオトープである。常時冠水している状態での池であり、開田以前の沼地の自然を復元したような水系の生態系として位置づけ、そこでのミニ生態系の観察の場所となる。また、調整池的な機能も果たす。

3)水質浄化ビオトープゾーン：

市街地からの排水も入り込んだ江川の水の浄化を兼ねる半湿地系の箇所であり、葦等の抽水植物が浄化機能を果たす。ここで浄化された江川の排水と北側の小谷戸からの沢水が混合して、下流部の環境水田等の用水として活用される。乾燥性から湿地性の抽水植物から構成される箇所として、その水質浄化性能についての環境学習ができる区域でもある。

このビオトープ空間は谷津田の南北をつなぐコリドー的な緑地帯としての機能も有し、小動物の移動空間、生息空間としての機能も果たす。

4)水田ビオトープゾーン：

生物との共生を前提とした水田であり、無農薬、有機栽培的な農法での自然共生型の水田耕作をとる。田植えの時期、中干しの時期等は水田に生息する生き物、農業生物との共生関係を考慮した農法を開発し、採用する。例えば、兵庫県豊岡市のコウノ

トリと共生したコウノトリ農法のような自然共生型の水田農法を試験的に開発し実行していく。「オオタカ米」(仮称)のようなブランド米的開発方式を検討する。ただ、そのためには、水質の問題等の土壌、水質の改善に関しての科学的なデータのモニタリングも含めた実施が不可欠となる。また、土作りのために、レンゲ栽培等での景観と土づくりも同時に進行していく。下流部で設定している環境保全型農業振興ゾーンよりは、より生態系への配慮を強く意識したモデル的水田として管理する。ここは、主に市が購入し、農業生産法人が管理する水田ゾーンとして模範的でモデル的な水田ゾーンとしての役割も持つ。一部は、斜面際の水田も含まれており、より猛禽類との共生のための緩衝ゾーンとしての役割ももつゾーンである。

5) 畑地ビオトープゾーン：

畑地ビオトープゾーンは環境共生型での畑作地であり、谷津田の北東部の斜面林の際と台地の集落近傍の畑地とした。無農薬・低農薬、有機肥料主体の野菜づくりであり、自然との共生をテーマとした農産物の生産ゾーンである。江川谷津田の自然環境保全と調和した畑作農法の振興を図り、畑作物としての「おおたかの里の贈り物」の生産地としての役割を担う。私有地がほとんどであり、地域農家の理解の上に地域的な農業振興策として進めていく。

6) 環境保全型農業振興ゾーン：

谷津田低地の東部の私有地中心の水田である。自然との共生を意識した無農薬・低農薬での米作りである。良質で付加価値のある米作りの振興ゾーンであり、「オオタカ米」の生産地である。ただ、私有地であり、農業者の育成と確保が必要となる。現段階で全ての水田の活用が厳しい状況であれば、一部はビオトープ水田として、粗放的な農法でのレンゲ栽培等での景観作物主体の農地利用や農業生き物との共生を主体とした農地として一部位置づけることも可能である。

7) 市民水田・体験農園：

市民が農的活動を楽しむ空間である。市街地内の市民農園とは異なる谷津田での市民農園であり、近くには猛禽類の営巣地もある箇所であるので、無農薬、有機肥料による生産のルール化をして、環境共生型の市民菜園として活用していく。機械中心ではなく、手植え、手での除草等での人手をかけた米作り、野菜づくりの農園として活用する。

8) 斜面林：

猛禽類の営巣地でもあり、谷津田の貴重な緑地系の際を構成する。猛禽類の営巣箇所は現在の箇所に将来的に固定するとも限らないので、将来的な移動も念頭において、谷津田周囲の斜面林全域を保護的斜面林として位置づけ管理をする。協定斜面林として保護される。必要に応じてきめの細かいモニタリングをしながら、下草刈りや枝打ち等の樹林管理を地域住民、市民ボランティアでの協働で実施をしていく。

9) 水路：

谷津田の線形的空間としては、江川、水路、農道、散策路がある。斜面林際の水路

は基本的には自然共生型の土水路ベースで整備、管理をする。年間を通しての溝さらい等の水路管理作業は農業生産法人だけでなく、地域農家及び市民ボランティアの参加で進める。蜚が生息環境できる環境づくり等、水路際の管理も土、自然石等を活用したエコロジカルデザインで整備、管理を進める。

10) 農道：

農作業機械や軽トラックの移動用の農道と、農業者や散策路も兼ねた人主体の農道とを区別する。機械の移動用の農道は騒音の問題等もあり、江川沿いの農道を利用し、全面アスファルト舗装ではなく、車輪のあたる路面のみの簡易舗装で自然度合いを高める等の工夫が必要となる。谷津田の斜面林際の農道は土水路と平行した自然度の高い空間として維持し、農業機械の移動農道として使用しない等の配慮が必要である。

11) 散策路：

江川地区全域をゆったりと散策できるネットワーク網を散策路として整備する。ただし、猛禽類の営巣地となっている箇所を遠巻きするような形での路線網とする。台地の畑作－斜面林－ビオトープ－管理・体験施設－水田－湿地ビオトープ－揚水場・観察施設－利根運河遊歩道へとつながるルートとする。途中には観察、休憩のできる東屋、観察小屋等を設置する。

12) 谷津田管理・体験施設ゾーン：

江川地区での多面的な保全と活用活動の拠点となり、多様な人達が集う空間として整備する。農業生産法人の事務所的な機能、農作業関連施設、市民の体験利用・休養施設、環境教育・学習施設等の複合建築の建設が望まれる。これらの一連の施設を有機的につなぎ、谷津田全域の保全と活用が可能となる。拠点施設、風雨に耐えられる施設の充実化は必至であり、その施設計画の段階からの市民参加が必要である。運営は、後で述べるような、「江川地区谷津田再生協議会」（仮称）のような多様な主体の連携による組織が行うべきである。

13) 揚水場・観察施設ゾーン：

主要な建物は上流部の谷津田管理・体験施設ゾーンに建設されるが、下流部で利根運河との結節点で揚水機のある箇所は、利根運河沿いの遊歩道と谷戸の遊歩道との結節点であり、また、谷津田景観をパノラマ的に眺望できる好位置でもあるので、休憩と谷戸観察を兼ねた簡易施設が整備されるゾーンである。将来的には、揚水機の更新時において、公共事業として、揚水機の機能更新とあわせて、この場所の複合的な施設整備を実施することが望まれる。この空間の整備に関しては、都市小河川としての江川の排水処理機能、自然保全機能、農業的機能の複合的機能を果たす公共的事業として、多様な公的資金を組み合わせた複合的な事業展開の検討が今後必要となっている。

8-4 維持・管理・利用の主体形成

(1)多様な主体の連携と協働による環境維持・管理・利用の推進

上に述べたように江川地区空間には多様な機能が期待されている。また、そのための基礎的条件として、市有地の確保、斜面林の協定、市有地での土地管理と農的利用のための市による農業生産法人の設置等が準備された。このような条件設定の中で、舞台形成の中で、どのようなストーリーを多様な主体の参加と連携で構築していくかが問われている。

千葉市や横浜市で試みられているような先進的な事例地に学びつつ、野田市独自の参加と連携システムの構築が望まれる。農業生産法人、地元農民、環境市民、環境団体、市民の協働による自然環境保全、農的活用、憩いと環境学習等の多面的な機能が発揮できるためには、人づくり、組織づくりが重要なポイントとなる。

(2)「江川地区谷津田再生協議会」(仮称)の設置と運営

江川地区での多様な主体の連携による多様な取り組みの継続性、科学性、参加性、順応性、公共性を保障する仕組みとして、「江川地区谷津田再生協議会」(仮称)の設置をここに提案する。この組織は、自然再生推進法に準拠したものとしていく。釧路湿原における自然再生事業等の先駆的事例が出てきている。全国的には、里山再生活動の事例での再生協議会の設置も出てきている。行政機関、農業生産法人、環境市民団体、大学・研究者グループ、農民、地権者、一般市民の多様な主体の参加により、江川地区の状況の把握、解析、多様な事業展開における合意形成をはかる組織として機能する。民主的で、多数の行動主体の協働による環境保全と再生、活用の組織である。環境省、農林水産省、国土交通省等の関連の省庁の公共事業補助制度の活用を図るうえでもこれら民主的で横断的な組織は、今後は益々不可欠となっていく。

(3)農林地の保全と活用のためのファンディングシステムの構築

貴重な斜面緑地の保全のために、野田市は協定林の仕組みを導入した。このことは、斜面緑地が準公共的空間としての価値が付けられたこととなる。所有者に対する一定の管理費負担の資金も必要となる。また、谷津田の水田の内、市有地としてある水田の管理と活用に関しては、今後、市有地としての買い上げや借用システムも検討も必要となる。あるいは、ビオトープ水田としての維持管理を土地改良区に依頼することも考えられる。このような今後の谷津田の農地、林地の持続的な保全と活用を、本計画での方針とストーリーで進めていくためには、資金的な裏付けが必要となる。「江川おたかの里基金」(仮称)のようなファンドのプラットフォームづくりが必要となっている。おたかの生息を愛し、そのための寄付行為も喜んでするように人達や、環境市民、地域の企業(キッコーマン等)、市内の大学等からの幅広い寄付行為を受けた基金づくりが必至である。その基金が果たす意義を明確に理解してもらうためにも、江川地区の総合的な保

全と活用の方針と計画の作成及び多様な主体の参加の組織づくりは必要である。

これらの基金により、協定林での管理費用の支払い、ビオトープ水田の農地を協定農地として位置づけ、その管理費用弁償等の資金として活用していく。

この基金の運営に関しては、その透明性が必要であり、先の「江川地区谷津田再生協議会」（仮称）が基金管理団体としての役割を担うことも可能である。

8-5 持続性の担保としてのPDCAサイクルの構築と順応的管理手法の構築

以上検討してきたように、江川地区の抱えている課題、果たすべき機能は多様である。かつ、対象としているものが自然であり、生き物であり、生態系である。そこでの市民利用、農民利用空間である。このような複雑な状況に対応するためには、柔軟な手法の開発をし、適用していくことが必要となる。

人工的な建造物を構築するハードな公共事業手法とは異なる手法が必要である。自然が相手であり、多様な人々の多様なニーズに対する取り組みであるので、トライアンドエラーも含めて、計画とその実践の評価、計画の見直しと実行の繰り返しが必要となる。環境管理のISO的なPDCAサイクルを適用する必要がある。[PLAN-DO-CHECK-ACTION]のサイクルに従って、水田復旧、休耕地の草管理、用排水路整備、市民農園利用、斜面林管理、水質浄化ビオトープ、湿地ビオトープ、散策路等での整備とその後の利用にともなう、自然環境、生態系の変化等をモニタリングしながら評価し、環境整備と管理・活用の方策を再検討していくプロセス管理が重要となる。近年、各地で実施されつつある、自然再生推進法による自然再生事業の手法に準拠した方式が求められる。PDCAサイクルでの公共的事業、環境整備、利用活動を時間的サイクルで持続的に保全・管理・活用・観察をするプロセス管理システムを構築していくことである。

江川地区の保全と活用の総合的なシステムの構築であり、総合性、科学性、順応性、参加性を保障したシステムとしていく。科学的にモニタリングを専門的見地から進めると同時に、自然環境や生き物に興味のある環境団体や市民有志の広範囲な参加により、谷津田の自然環境、農的環境を調査し、その変化、事業による効果や影響をモニタリングしていく体制づくりである。また、谷津田での農的営みをする農業者も谷津田の自然に対する知識を高め、生物、自然環境のモニターとしての役割を担ってもらうことも必要となる。自然と共生する地域づくり、自然と共生した農業・農村環境づくりの担い手として活躍することも期待される。

<参考・事例地区>

参考事例	大草谷津田いきものの里	千葉県千葉市大草地区
特徴	谷津田・樹林地の総合的保全利用の事例：千葉市における総合的谷津田・樹林地保全のモデル地区のひとつで、平成 18 年春に開園	

<事例内容>

1. 事業の背景

千葉市は市内に残る谷津田について、積極的・計画的保全を進めるため、平成 15 年には「千葉市谷津田の自然の保全施策指針」、平成 16 年には「谷津田の保全の自然に関する要綱」を制定した。具体的な事業展開の第 1 号として、「大草地区」が選定され、平成 15～17 年度の 3 箇年事業で整備し、平成 18 年 5 月に開園した。

2. 事業の概要

<大草谷津田いきものの里配置図>



(出典)「大草谷津田いきものの里パンフレット」千葉市

- ①面積：千葉市若葉区大草町等の一部、谷津田・樹林地等からなる約 26ha
- ②保全手法：29 人の土地所有者（12.1ha）との間で「谷津田等の保全に関する協定」を締結し、残りは保存樹林等で保全
- ③整備内容：谷津田再生エリア（1.5ha、湿田、土水路等）、樹林地再生エリア（1.5ha、雑木林、斜面林、炭焼窯等）、自然観察路（1.5 km、サイン計画等）、入口広場（駐車場、トイレ、詰所等）

④利用計画：自然観察、生き物調査、自然体験活動（谷津田等の維持復元等）

⑤事業費：約 6,700 万円

⑥管理主体：地元住民による「大草谷津田いきものの里管理組合」

3. 江川地区への展開の可能性

①大草地区における谷津田環境の維持保全に取り組むための総合的・計画的な事例としては、江川地区の環境を想定した場合でも参考になる。但し、江川地区の谷津田は面積的に大きいため、営農活動との調和・連携に重点をおいた取組が必要となる。

②整備内容面では、江川地区内の瀬戸の谷津田やオオタカ等の営巣地付近の谷津田の整備においては、整備内容を最小限にした大草地区の事例は参考になる。

参考事例	新しい村(1)	埼玉県宮代町
特 徴	平地林や湿田の復元による農業振興・都市農村交流を進めている事例：直売事業、農業体験農園、水田ビオトープ（ほっつけ田）の利用、(有)新しい村による経営など	
＜事例内容＞		
1．取組の背景と目的		
埼玉県東部に位置する宮代町は東京区部へ電車で 30 分程度と近いため、昭和 50 年代以降都市化、宅地が進み、平坦水田地帯もしだいに減少傾向にあった。こうした状況を打開するため、平成年代にはいり「農のあるまちづくり」を旗印に、都市農村並びに農家・非農家の交流促進、里山・平地林等自然環境の保全、農業資源の利活用などを図るための拠点として町内の農地・平地林の続く田園地帯の一角約 13ha に平成 13 年秋に「新しい村」を開設した。		
2．事業内容		
①敷地面積： 約 13ha		
②施設内容：		
森の市場（地場産品産地形成直売施設－1 棟）、森の工房（農産処理加工施設－1 棟）、農の家（事務所、集落農園会員の交流施設－2 棟）、集落農園「結の里」（市民農園 50 区画程度、1 区画 30 m ² 、年間利用料 15,000 円（互助会費含む）、ハーブ園 1,300 m ² ）、雑木林（3 ha 程度、((財)埼玉森のトラスト保全第 5 号指定地)、ほっつけ田（2 ha 程度、宮代町の歴史的農地景観の復元・再生保全）、育苗施設・農業機械化施設、町民水田・広場・はらっぱ、もぎとり果樹園（巨峰・いちじく）など		
③事業手法：		
「新しい村」の整備に当たっては、新しい村を含めた山崎地区の集落環境整備の一環で、国（農林水産省）や埼玉県等の事業制度を活用して実現。総事業費は 10 数億円程度。		
＜導入事業制度＞		
農村総合整備統合補助事業（集落環境型）／経営構造対策事業（以上 2 事業が農林水産省）、彩の国づくり推進特別事業など		

④利用状況

平成 13 年度に開業以降年々増加し、平成 17 年度の利用者は延べ 200 千人に達している。また、年間売上は直売関係が 187 百万円、農業サービス関連 31 百万円であり、近年は町内農家後継者難や高齢化にともない農作業受託などの農業サービス部門が増加傾向にある。

⑤管理運営体制

「新しい村」は宮代町の「農」のあるまちづくりの一環として取り組んでいるため、管理運営にあたっては宮代町をはじめ J A や民間企業のほか、町民からの出資を募り、当初から一括管理運営の体制として「(有限会社) 新しい村」を設立させている。

その後、経営面では黒字経営となり自立的な運営が可能となったため、平成 18 年度からは「指定管理者制度」のもと、平成 23 年度までの 5 年間の予定で、(有)新しい村が町から管理委託を受けている。

現在、(有)新しい村ではパートを含め 38 人で直売加工部門、農園運営交流部門及び農業サービス部門の 3 部門を運営している。

<新しい村案内図>



(出典)「新しい村パンフレット」埼玉県宮代町

参考事例	新しい村（２）	埼玉県宮代町
		
新しい村の中心施設－森の市場	農業サービス事業部門の拠点：農業機械化施設等	山崎山の雑木林：緑のトラスト保全第 5 号地

<ほっつけ田（堀付田）>

新しい村一帯では江戸期に農業用水確保のため「笠原沼」を造成したが、その後用水を利用した新田開発が行われた。しかし、笠原沼新田は窪地であったため、串菌状に堀を掘ってその土をかさ上げして耕土面とした。この「ほっつけ」と呼ばれる堀が多数あり、これがこの地域の農業文化景観ともなっていた。

しかし、宅地化の拡大にともない昭和 50 年代に入ると町内でもごく一部を残すのみとなった。宮代町では、こうした農業文化景観と生物多様性上重要な資源保全のため、新しい村の計画に合わせて、面積 2 ha 弱ではあるがほっつけ田の復元・再生をすすめ、都市住民の農業体験の場として活用している。毎年、生涯学習の一環として「ほっつけ農友塾」生を有料で募集し、田植え・除草・収穫・堀さらい体験などを指導すると共に交流を図っている。



3. 江川地区への展開の可能性

①農のあるまちづくり：

新しい村の開設に当たり、宮代町では都市化・宅地化が進むなかで、今後も地域農業が地域づくりの柱であるという視点にもとづき、住民参加によって「農のまちづくり」の理念と構想を樹立し、行政・町民が共有している点が特長である。

江川地区においても、「農あるまちづくり」の一環として野田市と住民の間でより一層の理念・計画内容の共有が望ましい。

②新しい村の管理運営体制：

宮代町では、新しい村を具体化するに当たり、町民も出資し(有)新しい村を設立し総合的・自立的な管理体制を整えている。経営的には情報公開と自立的経営を目指し、近年は経営的にも軌道に乗っている。さらに就業機会の確保・新規就農者の育成、農業後継者の定着という面でも効果が表れている。特に、(有)新しい村では販売施設利用部門と共に、近年は農作業受託部門の売り上げが増加傾向にあり、今後は事業部門の柱のひとつとなることが期待されている。

したがって、江川地区においても(有)新しい村の全体や農業サービス部門について運営面でのしくみ・ノウハウを効果的に展開することが望まれる。

③「ほっつけ田」の保全：

宮代町の歴史的農業文化資源である「ほっつけ田」をシンボリックにも保全しようという考えにもとづき、田の復元・再生をおこなうと共に、現在は町内外の利用者について生涯学習の一環として体験事業を実施している。

江川地区において、規模は異なるものの谷津田や江川耕地があり、なかでも瀬戸地区の谷津田において、「ほっつけ田」的な試みが有効である。

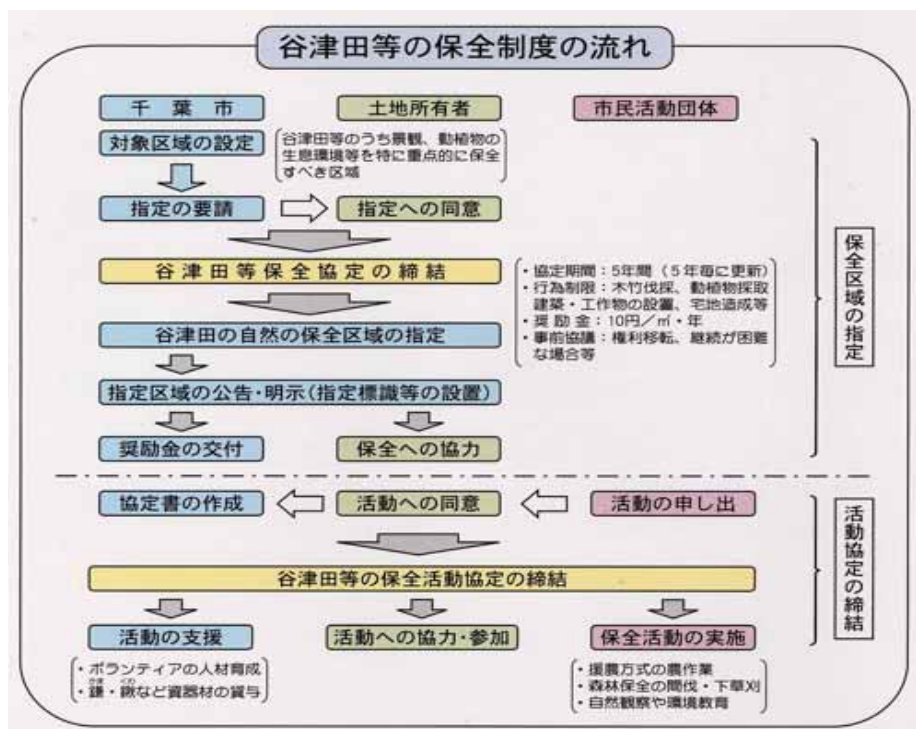
参 考 事 例	谷津田の自然の保全に関する要綱	千葉県千葉市
特 徴	谷津田の土地所有者への保全奨励と保全活動への市民活動団体等との協定締結などの制度的枠組み	

<事例内容>

1. 制度創設の背景

千葉市内には地勢条件から多数の谷津田が分布していたが、都市化の進展にともない、現在 60 数箇所の谷津田が残るに止まり、今後も減少することが危惧されるため、千葉市は平成 15 年度に「谷津田の自然の保全施策指針」を策定し、指針の具体化を図るため、平成 16 年には「谷津田の保全の自然に関する要綱」を制定した。

2. 要綱の概要



(出典)「谷津田の自然パート3 パンフレット」千葉市

要綱では、対象となる重点的に谷津田保全を実施する区域（例えば、「大草地区」もそのひとつ）内の土地所有者との間で、谷津田保全について「谷津田等の保全協定」を締結し、行政から土地所有者へは奨励金（年額 10 円/㎡）を交付すると共に、土地所有者は谷津田の保

全への協力を促す。

さらに、谷津田の保全活動を希望する活動団体との間で「谷津田等の保全活動協定」を締結し、活動団体へは人材育成支援や資機材の貸与をおこない、活動団体は援農による農作業や樹林地の間伐・下草刈り、自然観察などの活動を実施するというしくみであり、「大草谷津田いきものの里」は当該制度を活用している。

3. 江川地区への展開の可能性

野田市江川地区において、当該制度の導入する場合、次のような可能性が考えられる。

- ①千葉市における「谷津田の自然の保全施策指針」策定と同様、江川地区を含めた野田市内の谷津田保全に向けた保全指針づくりは有効
- ②土地所有者において、(株)野田自然共生ファームの事業実施予定区域以外の谷津田所有者への谷津田保全奨励に向けた保全協定締結は有効
- ③谷津田保全活動のため、市民活動団体との間で一定水準の活動内容を保持するため、保全活動協定締結は有効